

第 1 部 総 則

第 1 章 計画概要

第 1 節	計画の目的
第 2 節	計画の性格（その他の法令に基づく計画との関係）
第 3 節	計画の理念
第 4 節	計画の構成
第 5 節	防災関係機関の業務の大綱
第 6 節	県民及び事業所の基本的責務
第 7 節	本県の火山の概況
第 8 節	予測される火山災害

第 1 節 計画の目的

本計画の目的は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という）第40条の規定に基づき、鹿児島県防災会議が作成したもので、県域にかかる災害対策に関して、それぞれの機関が有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格（その他の法令に基づく計画との関係）

鹿児島県地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、地震災害に係る「地震災害対策編」、津波災害に係る「津波災害対策編」、火山災害に係る「火山災害対策編」及び原子力災害に係る「原子力災害対策編」の対策編5編と資料編から構成されている。

本計画は、このうち、火山災害に係る基本計画であり、国の防災基本計画、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）及び活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）等に基づいて作成したものであって、指定地方行政機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように緊密に連携を図ったものである。

また、この計画は、市町村地域防災計画の指針となるものであり、関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、相互間の緊密な連絡調整を図るうえでの基本的な大綱を示すもので、その実施細目についてはさらに関係機関において別途具体的に定められることを予定している。

なお、本計画に定めのないものについては、「一般災害対策編」を準用する。

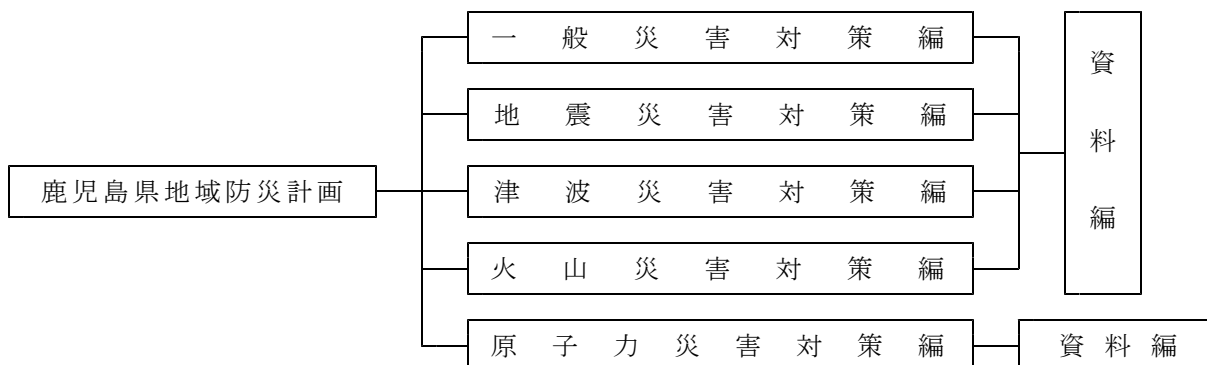


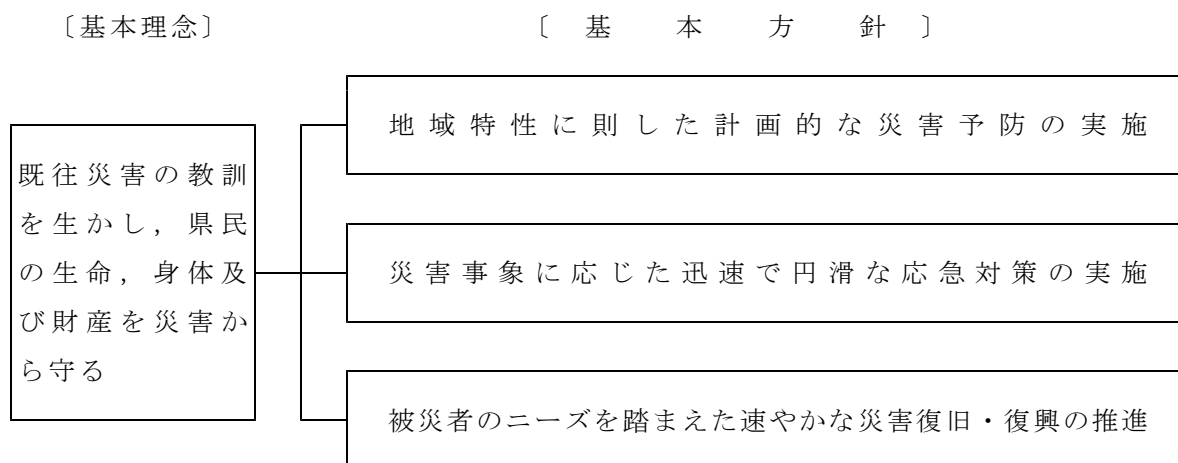
図 1 - 1 - 1 諸計画関連図

第3節 計画の理念

鹿児島県の地域特性や過去の災害の経験等を踏まえ、「既往災害の教訓を生かし、県民の生命、身体及び財産を災害から守る」という県の防災施策上の基本理念を設定し、この理念に基づく施策の基本方針を以下のように体系化する。

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

また、被災者ニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに対応する。



本計画は、これらの防災施策の基本理念及び基本方針を「計画の理念」として位置付ける。基本方針の概要は、概ね以下のとおりである。

1 地域特性に則した計画的な災害予防の実施

鹿児島県は、台風、豪雨、地震、津波、火山噴火災害等、過去に様々な災害を経験している。

また、シラス台地等の特殊土壌の地域があるほか、海岸線が長く、島しょ部を多くかかえるなどの地域特性のため、一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、県民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に則し、災害時の被害を最小限にとどめるため、防災施設等の整備を推進するとともに、災害発生時の応急対応に備えた事前措置のための施策と県民等の防災意識等を向上させるための施策を推進する。

また、施策の推進にあたっては、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性も認識し、適宜、地域防災計画等を見直すとともに、施策の充実に努めるものと

する。

2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生すると、被害の程度や過去の状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集、伝達、各種防災対策の意志決定にあたっての様々な障害・制約が想定され、県民に対する救護活動に立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づき災害初動体制を確立し、災害による人命危険の解消等の活動を実施する必要がある。

また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、県民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努める。

なお、災害対応は行政機関や県民、関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた対策を推進する。

3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

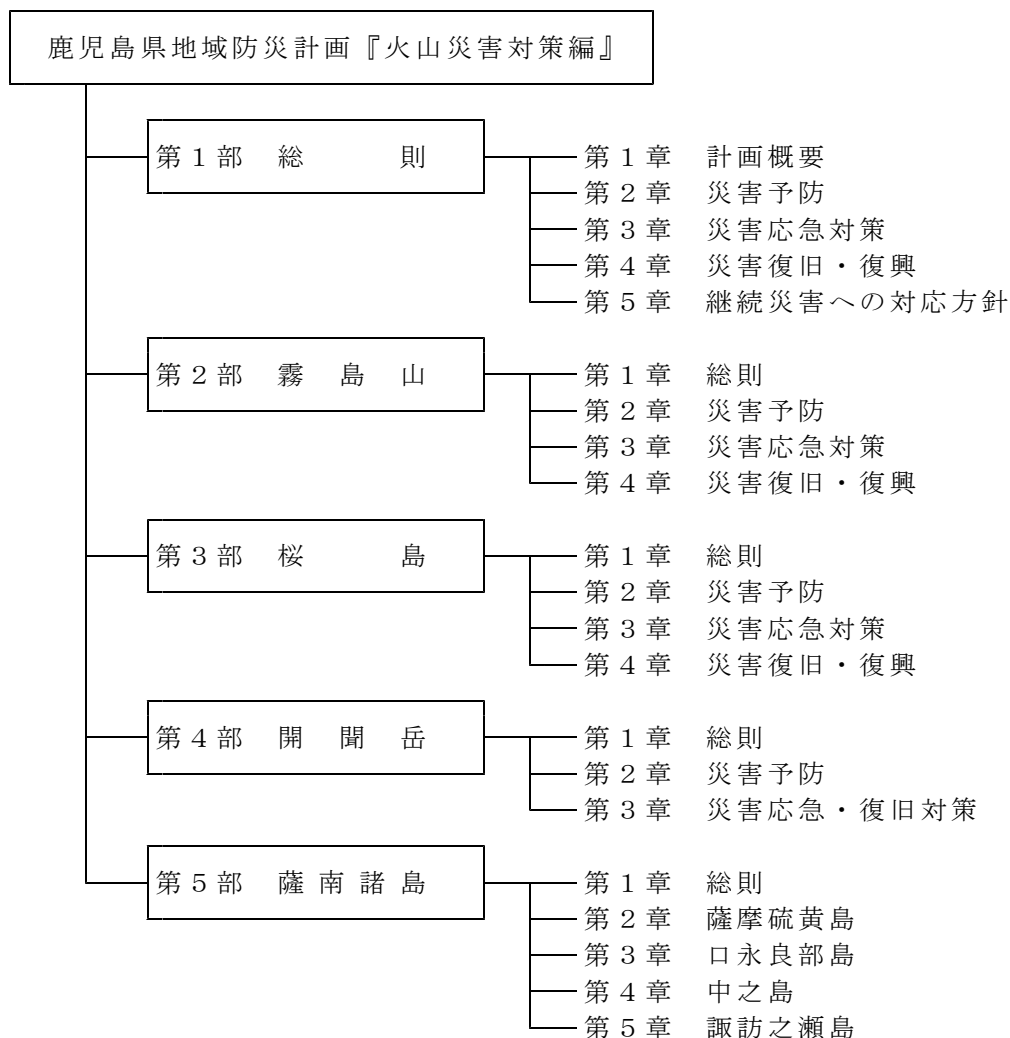
過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに、各種制度等を効果的に活用し、県民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努める。

第4節 計画の構成

火山災害については、自然的、社会的条件に加え、火山ごとに災害要因が異なることから、本計画は、本県の有する11の火山のうち、霧島山・桜島・開聞岳・薩摩硫黄島・口永良部島・中之島・諏訪之瀬島の7つの活火山ごとにそれぞれ次のとおり構成する。

なお、離島の4火山については、離島に共通する特殊性を踏まえ、第5部に薩南諸島編として挙げ、島ごとに記述することとする。



本計画は、「県民の生命、身体及び財産を災害から守る」という防災の目標を実現するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する施策を有機的に結びつけられるよう、以下のような構成とした。

1 県民の生命・財産の安全を確保するための災害予防計画

- (1) 火山災害に強い地域の整備計画（各種防災事業による予防対策）
- (2) 災害応急対策のための事前措置計画（円滑な応急体制の事前準備による予防対策）
- (3) 火山災害に強い県民の育成計画（各種防災教育、啓発のための予防対策）

2 迅速・的確な災害応急対策計画

- (1) 活動体制の確立に関する計画
- (2) 発災直後の応急対策計画（人命の安全確保のための緊急応急対策）
- (3) 社会基盤の応急対策計画（社会基盤の機能維持のための応急対策）

3 被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興対策計画

第5節 防災関係機関の業務の大綱

鹿児島県の区域を管轄する鹿児島県、県内市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、鹿児島県地域に係わる防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

1 鹿児島県

鹿児島県は、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合するとともに、概ね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ市町村に対し、必要な防災上の指示、勧告を行う。

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱

- (1) 鹿児島県防災会議に関する事務に関すること。
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
- (3) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。
- (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。
- (6) 被災した県管理施設の応急対策に関すること。
- (7) 災害時の文教、保健衛生、警備対策に関すること。
- (8) 災害対策要員の供給、あっせんに関すること。
- (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること。
- (10) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。
- (11) 被災施設の復旧に関すること。
- (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関すること。
- (13) 災害対策に関する「九州・山口9県災害時相互応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域援協力に関すること。

2 市町村

市町村は、第1段階の防災機関として、概ね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱

- (1) 市町村防災会議に関する業務に関すること。
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
- (3) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。
- (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。
- (6) 被災した市町村管理施設の応急対策に関すること。
- (7) 災害における文教、保健衛生対策に関すること。
- (8) 災害時における交通輸送の確保に関すること。
- (9) 被災者に対する融資等被災者振興の対策に関すること。
- (10) 被災施設の復旧に関すること。
- (11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。
- (12) 災害対策に関する広域応援協力に関すること。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市町村の処理すべき防災事務に関し積極的な協力を行う。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(1)九州管区警察局	ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関する こと。 イ 広域的な交通規制の指導・調整に関すること。 ウ 災害時における他管区警察局との連帯に関すること。 エ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 オ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること。 カ 災害時における警察通信の運用に関すること。 キ 津波警報等の伝達に関すること。
(2)九州財務局 (鹿児島財務事務所)	ア 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会に関すること。 イ 災害つなぎ資金の貸付に関すること。 ウ 災害復旧事業費の貸付に関すること。 エ 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関すること。 オ 提供可能な国有財産の情報提供に関すること。 カ その他防災に関し財務局の所掌すべきこと。
(3)九州厚生局	ア 災害状況の情報収集通報。 イ 関係職員の現地派遣。 ウ 関係機関との連絡調整。 エ その他防災に関し厚生局の所掌すべきこと。
(4)九州農政局	ア 農地、農業用施設及び農地の保全に係わる海岸保全施設等の 災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 イ 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整 並びに助言に関すること。 ウ 応急用食料の調達・供給対策に関すること。 エ 主要食料の安定供給対策に関すること。 オ その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。
(5)九州森林管理局	ア 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関する こと。 イ 国有保安林、保安施設等の保全に関すること。 ウ 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関すること。 エ その他防災に関し森林管理局の所掌すべきこと。
(6)九州経済産業局	ア 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関すること。 イ 被災商工業、鉱業の事業者に対する融資あっせんに関するこ 事。 ウ その他防災に関し経済産業局の所掌すべきこと。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(7)九州産業保安監督部	ア 電気施設，ガス，火薬類等の保安の推進に関すること。 イ 各取扱業者に対する予防体制の確立の指導等に関すること。 ウ 鉱山における災害の防止に関すること。 エ 鉱山における災害時の応急対策に関すること。 オ その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべきこと。
(8)九州運輸局 (鹿児島運輸支局)	ア 自動車運送事業者に対する輸送の命令に関すること。 イ 被災者，救済物資等の輸送調整に関すること。 ウ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため，船舶運送事業者に協力要請を行うこと。 エ 港湾荷役の確保のため，港湾運送事業者に協力要請を行うこと。 オ 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。 カ 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。 キ その他防災に関し運輸局の所掌すべきこと。
(9)九州地方整備局	ア 港湾，海岸災害対策に関すること。 イ 高潮，津波災害等の予防に関すること。 ウ 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること。 エ 直轄河川の水防に関すること。 オ 直轄国道の防災に関すること。 カ 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施。 キ その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。
(10)大阪航空局 (鹿児島空港事務所)	ア 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関すること。 イ 航空機の運航に関する情報の収集及び提供に関すること。 ウ 航空機による代替輸送に関すること。 エ 被災者，救済用物資等の輸送調整に関すること。 オ その他防災に関し空港事務所の所掌すべきこと。
(11)国土地理院 九州地方測量部	ア 地殻変動の監視に関すること。 イ 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 ウ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。
(12)福岡管区気象台 (鹿児島地方気象台)	ア 噴火警報・予報（噴火警戒レベル），火山の状況に関する解説情報，噴火速報，そのほか火山に関する情報や資料の発表及び通報に関すること。 イ 気象，地象（地震にあっては，発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報，警報の発表及び通報に関すること。 ウ 災害発生時における気象，地象，水象の観測資料の提供に関すること。 エ 防災気象知識の普及及び指導に関すること。 オ 気象災害防止のための統計調査に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(13) 第十管区 海上保安本部	ア 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関する事 イ 警報等伝達に関する事。 ウ 情報の収集に関する事。 エ 海難救助等に関する事。 オ 排出油等の防除に関する事。 カ 海上交通安全の確保に関する事。 キ 治安の維持に関する事。 ク 危険物の保安措置に関する事。 ケ 緊急輸送に関する事。 コ 物資の無償貸付又は譲与に関する事。 サ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事。 シ 警戒区域の設定に関する事。 ス その他防災に関し海上保安部の所掌すべき事。
(14)九州総合通信局	ア 非常通信体制の整備に関する事。 イ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事。 ウ 災害時における通信機器，臨時災害放送局用機器，移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関する事。 エ 災害時における電気通信の確保に関する事。 オ 非常通信の統制，監理に関する事。 カ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事。
(15)鹿児島労働局	ア 工場，事業場における労働災害の防止に関する事。 イ その他防災に関し労働局の所掌すべき事。

4 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 第 12 普通科連隊， 海上自衛隊第 1 航空群	(1) 人命救助，消防，水防，救助物資，道路の応急復旧，医療防疫給水等のほか災害通信支援に関する事。 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべき事。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、概ね次の事項について県及び市町村の処理すべき防災事務に関し、積極的に協力するものとする。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(1)鉄 道 関 係 機 関 (九州旅客鉄道㈱, 日本貨物鉄道㈱)	ア 鉄道施設等の防災、保全に関すること。 イ 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること。 ウ 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること。
(2)西日本電信電話㈱ (鹿 児 島 支 店)	電信電話施設の保全と重要通信の確保に関すること。
(3)日 本 銀 行 (鹿 児 島 支 店)	ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 (ア) 通貨の円滑な供給の確保 (イ) 現金供給のための輸送、通信手段の確保 (ウ) 通貨および金融の調節 イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 (ア) 決済システムの安定的な運行に係る措置 (イ) 資金の貸付け ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報 カ その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか、所要の災害応急対策
(4)日 本 赤 十 字 社 (鹿 児 島 県 支 部)	ア 災害時における医療救護等に関すること。 イ 災害時におけるこころのケアに関すること。 ウ 救援物資の備蓄と配分に関すること。 エ 災害時の血液製剤の供給に関すること。 オ 義援金の受付に関すること。 カ 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること。 キ 災害時の外国人の安否調査に関すること。
(5)独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構	ア 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携、情報交換に関すること。 イ 災害医療班の編成・派遣に関すること。 ウ 被災地での医療救護に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(6)日本郵便株式会社 (各郵便局)	ア 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 イ 災害時における郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。 (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災者あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い (オ) 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 (カ) 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除 (キ) 郵政公社医療機関による医療救護活動 (ク) 災害ボランティア口座 ウ 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。
(7)日本放送協会及び 放送関係機関	ア 気象予警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。 イ 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
(8)西日本高速道路(株)	ア 西日本高速道路(株)の管理する道路等の整備・改修に関すること。 イ 災害時の輸送の確保に関すること。
(9)自動車運送機関 (日本通運(株)、(公社) 鹿児島県バス協会、 (公社)鹿児島トラック 協会等)	災害時における貨物自動車等による救助物資等の輸送の確保に関すること。
(10)海上輸送機関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関すること。
(11)電力供給機関 (九州電力(株))	ア 電力施設の整備と防災管理に関すること。 イ 災害時における電力供給確保に関すること。 ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
(12)ガス供給機関	ア ガス施設の整備と防災管理に関すること。 イ 災害時におけるガス供給確保に関すること。 ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
(13)鹿児島県医師会	災害時における医療救護，助産に関すること。
(14)鹿児島県歯科医師会	ア 災害時における歯科医療に関すること。 イ 身元確認に関すること。
(15)鹿児島県薬剤師会	災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
(16)鹿児島県看護協会	災害看護に関すること。
(17)鹿児島県建設業協会	ア 公共土木施設の被害情報の収集に関すること。 イ 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。

6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共団体その他防災上重要な施設管理者は、当該業務の実施を通じて防災に寄与するとともに、県及び市町村が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(1)土 地 改 良 区	ア 農業用ダムやため池，かんがい用樋門，たん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。 イ 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。
(2)病 院 等 経 営 者	ア 防災に関する施設の整備と避難訓練の災害予防の対策に関すること。 イ 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 ウ 被災負傷者等の収容保護に関すること。 エ 災害時における医療，助産等の救助に関すること。 オ 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
(3)社会福祉施設経営者	ア 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防対策に関すること。 イ 災害時における収容者の避難誘導に関すること。
(4)県社会福祉協議会	ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 イ 福祉救援ボランティアに関すること。
(5)金 融 機 関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
(6)学 校 法 人	ア 防災に係る施設の整備と防災教育の実施及び避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 イ 災害時における幼児・児童・生徒及び学生の避難誘導に関すること。 ウ 災害時における応急教育の対策に関すること。 エ 被災施設の災害復旧に関すること。
(7)水 道 事 業 者	ア 水道施設の整備と防災管理に関すること。 イ 災害時における水の確保に関すること。 ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
(8)漁 業 協 同 組 合	漁船の遭難防止の対策に関すること。
(9)その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理，応急対策及び災害復旧に関すること。

第6節 県民及び事業所の基本的責務

県民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動と通じて防災に寄与するとともに、県民及び市町村が処理する防災業務について、自発的に協力する。

1 県民

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。県民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄や火山防災マップ等から火山の特性を知るなど、自主的に火山噴火に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市町村・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、県民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び市町と連携・協働し、県民全体の生命・身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 事業所

事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、県、市町村及びその他の行政機関と連携・協働し、県民全体の生命、身体及び財産の安全確保に努めなければならない。

特に、火山災害危険予想区域図で危険区域内にある火山災害の危険が予想される地域の事業所においては、事業所内における避難体制の整備、関係機関との連携強化を図る必要がある。

また、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

なお、被災事業者に対し、関連する事業者は積極的に応援し、早期に復興できるようにすることが求められる。

第7節 本県の火山の概況

1 本県の火山の分布

西日本には、島根県三瓶山から沖縄県の西表島北方の海底火山まで火山が南北に続いている。

県内では、北から霧島山、米丸・住吉池、若尊、桜島、池田・山川、開聞岳、薩摩硫黄島、口永良部島、口之島、中之島、諏訪之瀬島の11の活火山が分布する他、悪石島のように活火山には分類されていないが、現在でも噴気活動を続けている火山島がある。

図1-1-2には、南九州の活火山の分布状況を示す。

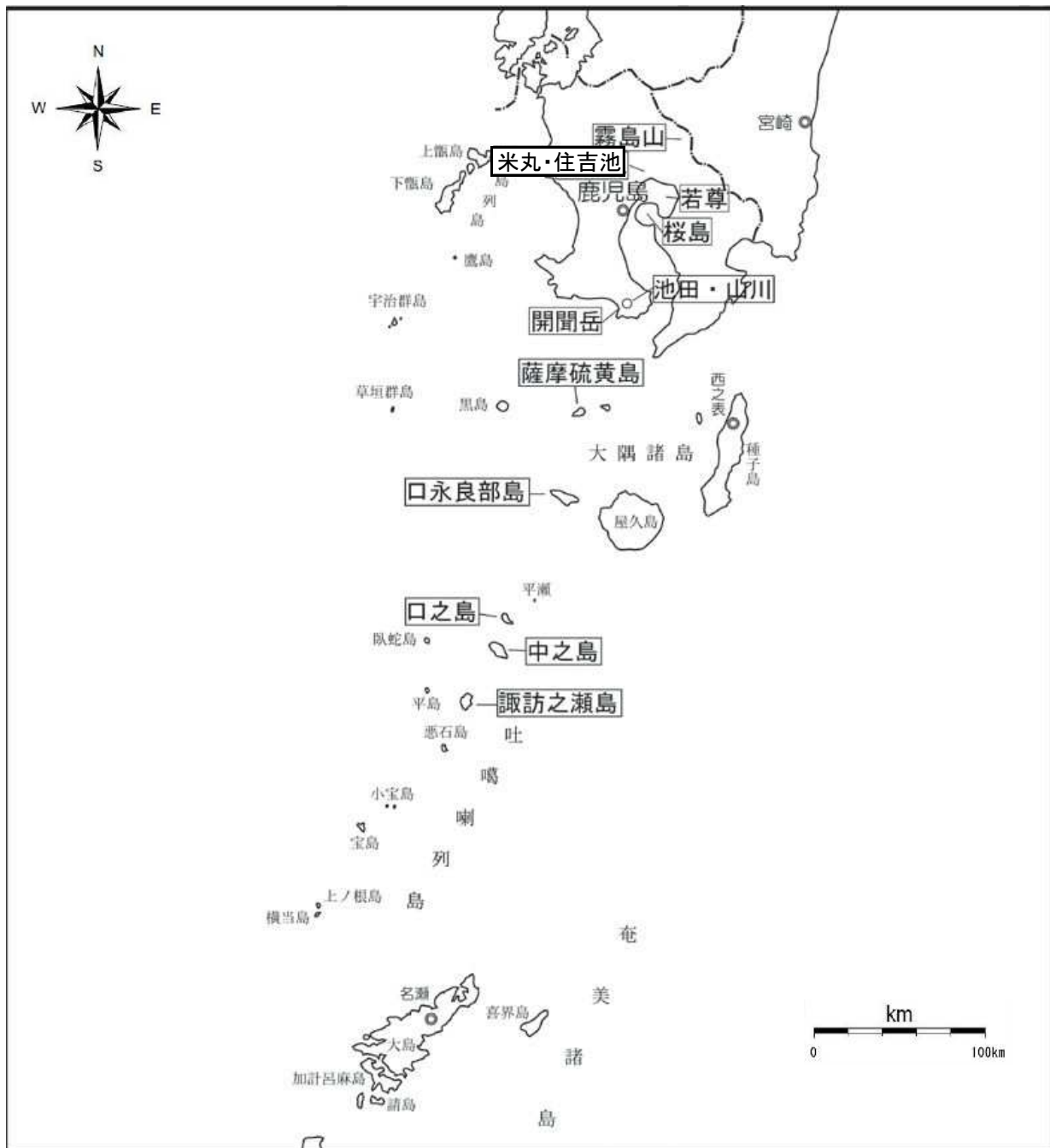


図1-1-2 南九州地域の火山の分布図

2 本県の火山活動状況

本県における最近3,000年の火山活動について、地質学的あるいは古文書等で確認された噴火活動史が図1-1-3のようにまとめられている（小林ほか，1989）。それによると、約3,000年前から2,000年前にかけて、霧島山の御鉢、桜島の南岳、開聞岳といった火山体を形成するような大規模な噴火が起こった他、薩摩硫黄島等でも活発に活動したと推定されている。

また、1,100年前頃には霧島山の御鉢、桜島、開聞岳で大規模な噴火が起こり、周辺地域に大量の噴出物を放出した。

霧島山、桜島、開聞岳の3火山については、1,200年前頃から古文書に噴火の記録を見ることができるが、薩南諸島では文書資料が乏しく、噴火に関する記録は確認できない。

また、地質学的研究もあまり進んでいないため、詳細な噴火史は不明である。

図1-1-4には、記載した県内の7火山について、20世紀以降の火山活動についてまとめた。

噴出物の状況等から県内の活火山は、数100年あるいは数10年のオーダーで噴火を繰り返していることは明らかで（小林ほか，1989）、今後も活発な噴火活動が予想される。

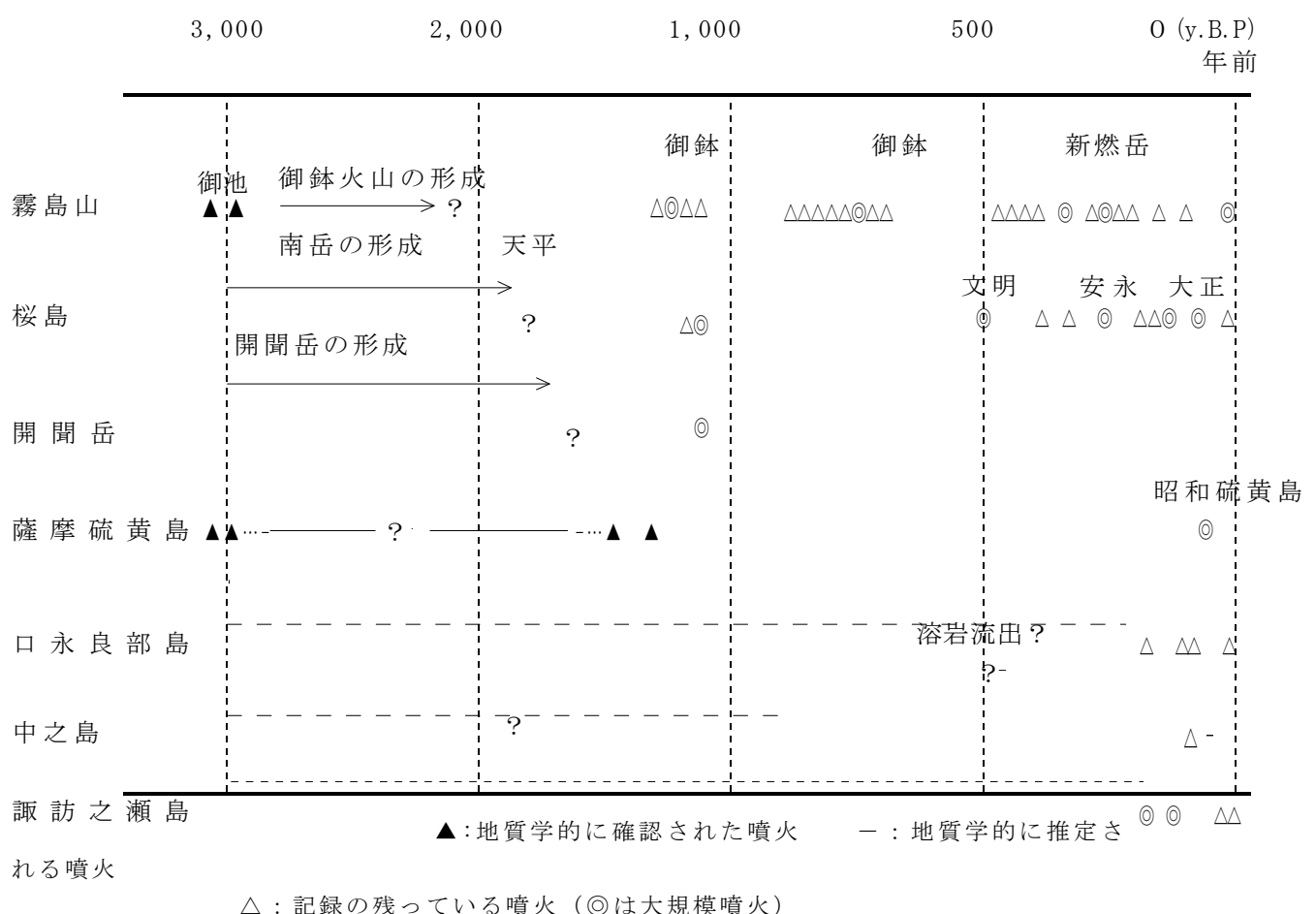


図1-1-3 最近3,000年間の鹿児島県（南九州）の火山活動史（小林ほか，1989）一部加筆

	霧 島 山	桜 島	開 聞 岳	薩摩硫黄島	口永良部島	中 之 島	諏訪之瀬島
	御鉢、新燃岳で有史以来、 数十回の噴火を記録 ↓ 1880～1903 御鉢、断続的に 噴火、死者2名 ↓ ▽	約13,000年前以降、 活動開始	約4,000年前から 阿多カルデラの後カルデラ丘の 1つとして活動開始。 1615年噴火以降、噴火の 記録はない	7,300年前 鬼界カルデラ巨大噴火	1841大噴火、 村落焼亡、 死者多数		1813大噴火[文化噴火] 溶岩流出・山体崩壊 全島避難 1884大噴火[明治噴火] 溶岩流出
1900							
	13, 14 御鉢噴火	13 加久藤カルデラ群発地震 15 加久藤カルデラ群発地震	14大噴火[大正噴火] 地震・噴火によって 死者29名、家屋に被害	14地震	14鳴動、火口陥没	14小噴火(泥土噴出)	14鳴動、噴火 15噴煙
1920							
	23御鉢噴火、 死者1名						21噴火 22噴火 25噴火
1940			39噴火	34～35海底大噴火 昭和硫黄新島形成	31, 32噴火 33～34噴火 死者8、負傷2 家屋山林耕地 被害		38噴火 40噴火
		42, 49, 54 霧島山で温泉 地すべり、 死者多数	41噴火 42噴火 46大噴火[昭和噴火] 50爆発		46割れ目噴火	49噴煙多量	49噴火
			55噴火 死者1名 農作物に被害				1950～54 時々噴火
1960	59新燃岳噴火 森林、農作物に被害		60～63爆発				1957～ 噴火活動 継続中
		61, 66 加久藤カルデラ群発地震 68えびの地震		67阿多カルデラ群発地震	66爆発、負傷3 68～69噴火		
1980	76 御鉢群発地震 78新燃岳 群発地震 79韓国岳地震	75 加久藤カルデラ群発地震 76, 78地震	72断続的に爆発、 噴出岩塊・降下火砕物 による被害多数		72, 73噴火 74噴火 76噴火 80割れ目噴火	73噴煙多量	
	81, 83, 85, 88, 91新燃岳群発地震						
					88噴煙(?)		
2000	91水蒸気の噴出 93, 94, 95 新燃岳群発地震			99～04 時々噴火 ▽			00 新火口生成
			06 昭和火口 噴火活動再開				
	新燃岳 08 水蒸気噴火 10 水蒸気噴火(巨) 11 マグマ水蒸気噴火 [中絶] 降灰・空振 13～17 黒リニア式噴火			13噴火			
	新燃岳 17 噴火 18 噴火	18 えびの高原(硫黄 山)周辺 噴火	15 ダイク貫入噴煙		14噴火 15爆発 18爆発 19爆発		
2020							

図 1－1－4 鹿児島県における20世紀以降の火山活動

第 8 節 予測される火山災害

記載した県内の 7 つの活火山で、火山活動が開始したときに、発生することが予想される災害要因を表 1-1-1 にまとめた。

表 1-1-1 予想される火山災害要因

災 害 要 因	霧 島 山	桜 島	開 聞 岳	薩摩硫黄島	口永良部島	中 之 島	諏訪之瀬島
噴 出 岩 塊	◎	◎	—	○	◎	○	◎
降 下 火 砕 物	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎
火 砕 流	◎	◎	—	○	◎	○	○
溶 岩 流	◎	◎	—	○	○	○	○
泥流・土石流	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎
空 振	◎	◎	—	○	○	○	○
山 体 崩 壊 (岩屑なだれ)	△	△	—	◎	○	◎	○
津 波	×	○	—	○	○	○	△
火 山 ガ ス	◎	○	—	◎	○	○	○
地 震	△	◎	—	△	△	△	△
地 盤 変 動	△	◎	—	△	△	△	△

◎：発生の危険が高い ○：発生の危険がある △：発生に注意を要する
×：発生の危険が低い —：検討を行っていない

第2章 災害予防

本章の構成

- | | | | | |
|-----|----------------------------|---|----|--------------------------|
| 第1節 | 火山災害に強い地域づくり | — | 1 | 火山災害予防計画の基本目標 |
| | | — | 2 | 火山災害に強い地域づくり |
| 第2節 | 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え | — | 1 | 基本的な考え方 |
| | | — | 2 | 情報収集と連絡体制 |
| | | — | 3 | 災害応急体制の整備関係 |
| | | — | 4 | 救助・救急，医療及び消火活動関係 |
| | | — | 5 | 緊急輸送活動関係 |
| | | — | 6 | 避難収容活動関係 |
| | | — | 7 | 食料，飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動関係 |
| | | — | 8 | 施設・設備の応急・復旧活動関係 |
| | | — | 9 | 被災者等への的確な情報伝達活動関係 |
| | | — | 10 | 二次災害の防止活動関係 |
| | | — | 11 | 防災関連機関の防災訓練実施指導 |
| | | — | 12 | 災害復旧・復興への備え |
| 第3節 | 県民の防災活動の促進 | — | 1 | 防災思想の普及・徹底 |
| | | — | 2 | 防災知識の普及・訓練 |
| | | — | 3 | 県民の防災活動の環境整備 |
| 第4節 | 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進 | — | 1 | 火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進 |
| | | — | 2 | 火山噴火予知研究及び火山観測の充実強化 |

第1節 火山災害に強い地域づくり

1 火山災害予防計画の基本目標

(1) 県内の火山をよく知り、噴火災害に備える

防災関係機関は、火山周辺地域の住民はもとより、観光客等の一時滞在者を含め多くの人々に、火山が大きな噴火を引き起こす可能性があることを知らせ、噴火災害の危険区域を認識させるとともに、行政機関等が進めている防災諸施策の理解を深めるよう努める。

(2) 噴火災害を想定した地域づくりを進める

防災関係機関は、火山ガス、洪水、土石流、地すべり等の火山地域特有の日常的な災害の要因と降下火砕物、火砕流、溶岩流等の火山噴火災害要因の両方から人的被害を生じさせない安全な空間づくり及び施設づくりを計画的に進める。

(3) 防災組織力の向上を図る

防災関係機関は、災害応急対策を迅速かつ的確に進めていくために、日頃からその役割を充分に確認しておき、情報伝達や関係機関等との協力体制が円滑に遂行されるよう防災組織力の向上を図る。

(4) 噴火予知のための観測体制と情報伝達体制の整備を進める

噴火予知は、人的被害をなくするためには欠くことのできないものである。火山観測を進めている関係機関は相互の連絡体制の整備を図るとともに、住民等第一発見者による噴火前兆現象の情報収集・通報及び関係機関による確認と対応等の情報ネットワークづくりを進める。

2 火山災害に強い地域づくり

記載した県内の7つの活火山は、大きく県本土の火山と離島の火山の2つに区分できる。県本土の火山は、霧島山、桜島、開聞岳、離島の火山は、薩南諸島の4つの火山である。各火山及びその周辺地域は、火山災害の危険区域であると同時に、生活の場でもある。住民が安心して快適な生活が営めるよう、火山噴火災害危険区域予測図の成果を踏まえ、施設整備を進めるとともに、安全を確保しやすい地域づくりを推進する。

このうち県本土の火山周辺地域で自然環境の保全や、社会資本の被害を最小限に食い止めるよう、防災関係機関が平常時から火山災害対策の諸施策を推進するとともに、交通、通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実を含む火山災害に対する安全性の確保に努める。

また、薩南諸島の火山では生活環境への被害を最小限に食い止める諸施策を推進するとともに、島外に避難しやすい道路、港の整備に努める。

(1) 広域火山災害対策の推進

県及び市町村は、火山災害に強い地域づくりを推進するため、防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進する。

(2) 県土保全事業の推進

火山災害に強い県土の形成を図るため、河川、道路その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治山・治水事業、砂防事業、その他の県土保全事業の火山災害対策事業を計画的・総合的に推進し、防災対策に万全を期す。

(3) 土砂災害の防止対策

① 土砂災害防止事業の推進

県本土の火山周辺はシラス土壌が51%を占めている上、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、斜面崩壊等による土砂災害を受けやすい。

ア 山地災害危険地区の災害防止事業の推進

治山事業は、主として森林法に基づく国の森林整備保全事業計画により、荒廃地、粗悪林等の早期復旧及び山地災害の発生の恐れのある荒廃危険地の災害未然防止のために、植生、治山施設を適正に配備し、これらの機能を相互に補充させ、防災林の適正な造成、保安林の機能向上のため、保安林整備を行う。

このため、森林法に基づく地域森林計画により、山地災害防備のための保安林、水質保全及び水資源確保のための保安林、並びに環境保全のための保安林を重点的に配備する。

イ 土砂災害警戒区域等（土石流）の災害防止事業の推進

本県は、シラス土壌が広く各地域に分布しているため、極めて荒廃しやすい地域となっている。シラス土壌地域以外の溪流においても、霧島火山のように、火山活動により荒廃しやすい溪流が多く、豪雨時に山崩れや浸食崩壊が起こりやすい。このように、本県の火山周辺地域及びシラス土壌地域は、土石流災害等が起こりやすく、人命・財産、公共施設、田畑等に多大な被害を及ぼしている。

特に、火山の噴火後は、火砕流や火山灰等によって流域が著しく荒廃し、少量の降雨でも大規模な土石流が発生しやすくなり、下流域の人命・財産等に甚大な被害をもたらしている。

これらの整備については、土石流対策を重点施策に掲げ「国土交通省河川砂防技術基準(案)」等に準拠し、環境にも配慮しつつ危険度、緊急度の高い土砂災害警戒

区域等（土石流）より逐次，施設の整備を推進する。

ウ 土砂災害警戒区域等（地すべり）の災害防止事業の推進

本県には火山活動と関連して，永年の温泉ガス等により地質が変質して粘土化した箇所のできる温泉地すべりがあり，人命・財産，公共施設，田畑等に多大な被害を及ぼしている。

これらの整備については，地すべり状況の観測と基本調査を進め，地すべりの危険度，緊急度の高い土砂災害警戒区域等（地すべり）から逐次「国土交通省河川砂防技術基準（案）」等に基づき，地すべり防止工事を実施する。

エ 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）の災害防止事業の推進

本県は，シラス土壌が広く分布しているため，極めてがけ崩れの起こりやすい地域となっており，毎年のように人命・財産，公共施設等に多大な被害を及ぼしている。

これらの整備については，貴重な緑の空間としての環境に配慮しつつ計画的に施設の整備を実施してきたが，今後とも危険度，緊急度の高い土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）から逐次「急傾斜地崩壊防止工事技術指針」等に基づき事業を推進する。

（４）主要交通・通信機能強化

県，市町村及び関係機関は，火山災害を防止し，又は火山災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため，内陸部火山では主要な鉄道，道路等基幹的な交通・通信施設について，その安全性の確保に努め，災害時でも有効に機能するようネットワークの充実強化を図っていく。

薩南諸島では港や空港からの島外避難を原則とするため各住家から港や空港までの避難路の整備を図っていく。

（５）警戒避難体制の強化・拡充

① 県，市町村及び関係機関は，各火山の火山防災マップ等に基づき，危険地域と想定される地区（噴出岩塊危険地区，溶岩流・火砕流危険地区，火山ガスの噴出地帯，土石流・泥流危険地区）内には，今後開発整備を抑制するか，やむを得ず施設整備の必要がある場合には，これら危険性の高い地区であることを十分念頭に入れた上で整備する等指導，誘導を行う。

② 県，市町村及び関係機関は，地震計，ガス探知機等の噴火の予知や警戒避難対策に必要な機器の整備を図るとともに，各火山の動向を観測かつ研究している各研究機関とのネットワーク化を図り，情報の交換とともに，噴火の危険性を早く住民に知らせる体制づくりを推進する。

(6) 避難道路・避難港・ヘリポートの整備

県、市町村及び関係機関は、火山噴火による危険から逃れるためには、各火山の特性を十分考慮のうえ短時間に多数の住民等の避難が可能な避難道路、避難港、ヘリポートの整備に努める。

特に、既存道路、既存港、既存ヘリポートを活用し、常日頃から道路、港、ヘリポートの改良及びのり面や擁壁の点検に努めるとともに、道路上、埠頭、ヘリポートに堆積した火山灰等、障害物を速やかに除去できる体制の整備を図り、避難道路、避難港、ヘリポートとして整備していく。これらの道路、港、ヘリポートには避難道路、避難港、ヘリポートの標識を設置し、避難場所等の方向も明記する。

(7) 退避舎・退避壕の整備

一般的に退避壕とは、火山の噴火に伴う噴石の衝突に対する一定の衝撃耐力を有し、住民や登山者・観光客等が緊急的に退避することを想定した施設である。また、退避舎は退避壕が持つ噴石への衝撃耐力に加え、住民等が火山活動や噴火警戒レベルの引き上げ等に合わせて避難する際、一定時間の退避を想定した施設であり、主に島嶼部等の火山において、船舶等による避難が可能になるまで、一定時間を過ごすことなどが想定される施設である。

ただし、退避壕及び退避舎（以下「退避壕等」という。）は、大きな噴石や、あらゆる火山災害要因に対して安全性を確保するものではなく、必ずしも災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所（第49条の4）として、あるいは活火山法に基づく退避施設（第15条）として位置づけることが可能な施設ばかりではない。

なお、退避壕等の充実にあたっては、火山毎に利用形態や想定される火山災害も異なることから、火山防災協議会等を中心に検討するなど、専門家や関係機関の意見も踏まえながら整備することが望ましく、「活火山における退避壕等の充実に向けた手引き（平成27年12月：内閣府[防災担当]）」を参考に、既存施設の機能強化や新規の整備について検討する。

新規の施設整備にあたっては、平時からの施設の利活用や施設の適切な維持・管理等を勘案すると、退避壕専用施設の整備だけでなく、衝撃耐力を高めた展望台や案内施設、環境美化・保全を目的としたトイレや休憩所、突然の降雨や落雷等から身も守る登山用の避難小屋等の施設等の構造物の援用等も含め、退避機能の充実に向け、幅広く検討が必要である。

(8) 避難所等の整備充実

市町村は、大きな噴火が予測されるときは、危険区域内に生活している住民を速やか

に危険区域外に避難させることが必要である。原則的に避難所は専用施設として、長期間の住民の生活にも耐えられる諸施設の整備に努めるとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難所の整備に努める。

したがって、この避難所は火山災害用だけではなく、他の災害の避難所としても活用する。薩南諸島では島外避難を原則とするため、避難所の整備は行わないが、一時的に避難する施設として整備を進めていく。

(9) 防災拠点の整備

- ① 県及び市町村は、内陸部火山周辺地域では行政、医療、福祉、避難、備蓄等の機能を有する公共、公益施設を整備するとともに、総合的な防災機能を有する防災拠点の整備を検討する。ただし、薩南諸島では上陸避難地とされている屋久島町や悪石島、竹島等、近隣の島で整備する。
- ② 防災拠点は、その機能を一層効果的に発揮するために、地域の中核的施設となる小・中・義務教育学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置することが望まれる。

(10) 公共施設等の安全性確保

県及び市町村は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、不燃堅牢化を推進するなど火山災害に対する安全性の確保に努める。

特に、火口周辺（10km以内）及びその周辺地区の学校等においては、窓ガラスの破損・飛散防止など火山噴火時の空振対策及び噴石対策に努める。

また、1年に1回程度、定期的に公共施設の立地条件等の安全点検を実施する。

なお、点検結果に基づき、安全性に問題のある箇所及び緊急性の高い箇所から計画的・重点的に施設整備を行う。

(11) ライフライン施設等の代替性の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、市町村及び関係機関は、上水道、下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに必要に応じて系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により代替性の確保を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

- 1 基本的な考え方
- 2 情報収集と連絡体制
- 3 災害応急体制の整備関係
- 4 救助・救急，医療及び消火活動関係
- 5 緊急輸送活動関係
- 6 避難収容活動関係
- 7 食料，飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動関係
- 8 施設・設備の応急・復旧活動関係
- 9 被災者等への的確な情報伝達活動関係
- 10 二次災害の防止活動関係
- 11 防災関連機関の防災訓練実施指導
- 12 災害復旧・復興への備え

火山災害が発生し，又は発生するおそれがある場合に，迅速かつ円滑に災害応急対策を行うため，住民の生命，財産を守るために必要な情報伝達のネットワーク，避難誘導対策を確立する。さらに，火山活動が終息したあとに災害復旧・復興を実施するための備えを充分に行う。

また，防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し，男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより，地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

1 基本的な考え方

火山活動に関する情報や住民の対応を正確かつ迅速に伝達するネットワークを整備する。

(1) 噴火警報等の伝達〔実施責任：鹿児島地方気象台，災害対策課，市町村〕

各火山で異常な現象が生じた時，人々の間で多くの情報が錯綜したり，途絶するなど，情報が混乱するおそれがある。そうした場合でも，正しい情報を住民に伝達できるよう情報のネットワーク化を推進する。

(2) 住民の避難誘導體制〔実施責任：県関係課，市町村〕

① 地域住民に対する避難誘導體制の整備

噴火シナリオや火山ハザードマップを用いて避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ設定することにより，噴火警戒レベル設定を共同で推進し，避難開始時期，避難対象地域，避難先，避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画を策定する。さらに，当該避難計画に基づく避難訓練の実施及び日頃から避難計画の住民への周知

徹底に努める。

② 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の整備

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、県及び関係市町村は地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人及びボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、個人情報の保護の範囲や取扱いを整理した上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制及び避難誘導體制の整備を図るとともに、避難訓練を実施する。

③ 観光客に対する避難誘導體制の整備

各火山の周辺地区は、旅行者や観光客あるいは温泉客など多くの宿泊客がみられる。不特定多数の利用が予定されている施設の管理者は、火山防災マップ等を提示するなどして火山の特性を周知する他、関係市町村の指導・助言を得ながら発災時の避難誘導に関わる計画を作成し、訓練を行う。

2 情報収集と連絡体制〔実施責任：危機管理課、災害対策課、市町村、関係機関〕

火山に関する情報は、住民等からの噴火前兆現象に関する情報と気象台の発表する噴火予・警報、火山に関する情報とに大きく区分される。

噴火警報はさらに、噴火警報、火口周辺警報とに区分されるが、いずれも正確かつ迅速な情報の収集と伝達、連絡が重要である。

また、霧島山（新燃岳、御鉢、えびの高原（硫黄山）周辺、大幡池）、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島については噴火警戒レベルが運用されており、噴火予・警報、火山に関する各種情報とともに、有効利用することが望まれる。

詳細は第3章第2節「発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保」に記したとおりであるが、ここでは次のように常日頃から施設整備の充実及び体制づくりを行っていくものとする。

（1）災害対策本部を中心とした被害情報の収集・連絡体制の確立

県は、火山の大噴火又はそのおそれがあり、事態が重大と認められるときは、直ちに災害対策本部を設置すると同時に機動的な情報収集活動によってリアルタイムな被害情報を収集し、かつ住民及び防災関係機関等との連絡を密にできるよう、関連機器の導入、習熟及びその維持管理に努め、緊急時に速やかな対応ができるよう被害情報の収集・連絡体制の確立を図る。

(2) 情報の収集・連絡体制の整備

① 情報収集手段の整備

県は、機動的な情報収集活動を行うため、撮影機材や通信設備を備えた消防・防災ヘリコプターを活用するとともに静止画電送システムをはじめ、映像、画像による情報システムの充実、強化に努める。

② 情報の収集員、連絡員の指定

県及び関係市町村は、迅速かつ的確な被害情報の収集・連絡を行うため、災害現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を推進する。

③ 住民からの連絡体制

関係市町村は、住民からの前兆現象及び被害情報等が円滑かつ迅速に伝達できるようにあらかじめ連絡体制を整え、住民への周知徹底を図る。

④ 気象台との連携強化

県は、住民及び関係機関等からの情報を入手したときは、直ちに鹿児島地方気象台に情報を伝達し、また、気象台が観測等によって得た噴火に関する情報等を速やかに県災害対策課（災害対策本部が設置されているときは、災害対策本部）へ連絡しあえるように体制及び施設・設備の整備を推進し、相互の連絡強化を図っていく。

⑤ 大学等研究機関等との連携

県は、住民及び関係機関等からの情報を入手したときは、直ちに京都大学防災研究所附属火山活動研究センター（桜島火山観測所）及び鹿児島大学理学部等に情報を伝達する。また、それらの機関が観測等によって得た噴火に関する情報等を速やかに県災害対策課（災害対策本部が設置されているときは、災害対策本部）へ連絡しあえるように体制及び施設・設備の整備を推進し、相互の連絡強化を図っていく。

(3) 情報の分析整理

① 専門家の助言の活用及び人材の育成

火山の観測・研究に携わっている気象台や大学研究員等専門家の見解は、火山災害対策上大きな役割を担うことから、関係市町村は、防災対策を検討する際は、必要に応じて専門家から助言等を得る。

また、県及び関係市町村は、日頃から専門家との情報交換会を開催し、火山活動の状況を把握するとともに、情報の分析能力を高め、かつ、お互いの人間関係を深め、情報が正確に伝達できる体制を確立しておく。

② 災害情報システムの充実・強化

県は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の最新データの収集・蓄積に努め、必要に応じ災害対策を支援する災害情報システムの構築についても推進を図る。

(4) 通信手段の確保

① 災害に対する安全性の確保

県、関係市町村及び電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、次の施策を積極的に推進する。

- 情報通信施設の火山災害に対する安全性の確保
- 次の防災対策の推進
 - ・ 停電対策
 - ・ 情報通信施設の危険分散
 - ・ 通信の多ルート化
 - ・ 通信ケーブル・無線を活用したバックアップ対策
 - ・ デジタル化の促進
- 災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発

② 県防災行政無線の充実強化

県は、災害時における通信手段確保のため、地上系及び衛星系の両系統をあわせた防災行政無線の充実強化を図る。

③ 市町村の防災行政無線の拡充・整備

市町村は、住民への重要な被害情報伝達手段となる防災行政無線及び災害危険区域における戸別受信機の拡充整備に努める。

④ 非常通信体制の整備等

県及び関係市町村は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常無線通信協議会との連携にも十分配慮する。

⑤ 平常時の運用・管理

県及び関係市町村は、災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等にあたっては次の点検を十分考慮する。

- ア 災害時における緊急情報連絡の確保
無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。
- イ 災害に強い伝送路の構築
有・無線系、地上系、衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。
- ウ 非常災害時の通信の確保
平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。
- エ 移動通信系の運用（通信輻輳及び途絶時の対策）
 - ・ あらかじめ非常時における運用計画を定めておくこと。
 - ・ 関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図ること。
 - ・ 非常通信を取り入れた実践的通信訓練の定期的実施を図ること。

オ 移動通信系の活用体制

災害時に有効な、携帯・自動車電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。

カ 画像伝送無線システムの活用

被災現場の状況を、ヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等の中枢機関に伝送する画像伝送無線システムの運用方法等に習熟しておくこと。

キ 災害時優先電話等の効果的活用

N T T等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。

ク 無線電話の習熟

災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。

ケ 情報通信手段管理・運用体制の構築

平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。

3 災害応急体制の整備関係〔実施責任：県関係課，市町村〕

（１）職員の体制

① 非常参集体制の整備及び訓練

県及び関係市町村は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。その際、専門的経験・知識を有する防災担当職員の確保及び育成，参集基準及び参集対象者の明確化，連絡手段の確保，参集手段の確保，参集職員が徒歩参集可能な範囲内での必要な宿舎の確保，携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。また，交通の途絶，職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定し，災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。（第3章第3節「活動体制の確立」参照）

② 応急活動マニュアルの作成及び訓練

県及び関係市町村は、それぞれの機関の実情を踏まえ、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手段，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，その他職員や機関等との連携等について徹底を図る。

（２）防災関係機関相互の連携体制

① 相互応援協定の締結

防災関係機関相互の連携体制は重要であり，県及び関係市町村は，応急活動及び復旧活動に関し，防災関係機関等（指定地方行政機関，指定公共機関及び指定地方公共団体，公共的団体その他防災上重要な施設の管理者）において相互応援の協定を締結するなど平常時より連携を強化しておく。

② 消防相互応援体制の整備

県及び関係市町村は，消防の応援について消防相互応援体制の整備に努めるととも

に、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

③ ヘリポート等の救援活動拠点の確保

県及び関係市町村は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保に努める。

(3) 県と自衛隊との連携体制

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、効率的かつ迅速に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な以下の事項について整備しておく。

① 県による要請手続きマニュアルの作成

県は、災害派遣要請事項、災害派遣の手続きについて、災害時に効率的かつ迅速に実施できるようにマニュアルを作成しておく。

② 市町村における手続きマニュアルの作成

市町村は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続き等を効率的かつ迅速に実施できるようにマニュアルを作成しておく。

③ 自衛隊との連絡体制の整備

県、市町村は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

(4) 火山防災協議会の設置

活火山法第3条第1項に規定される「火山災害警戒地域」の指定があった県及び市町村は、活火山法第4条の規定により、火山毎に想定される火山現象の状況に応じて、県、市町村、国、火山専門家等の関係機関が一堂に会して警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）を組織する。

(5) 火山防災連絡会の設置

県は、平時又は発災時（火山活動の活発化を含む。）に関わらず、県、市町村、消防、警察、自衛隊及び火山専門家等において情報共有及び必要な検討等を迅速かつ円滑に行えるよう、必要な火山毎に「火山防災連絡会」を設置する。

なお、火山防災連絡会を開催する目的は、主に以下のとおりとする。

- ① 平時からの情報共有及び知識の蓄積等
- ② 発災時（火山活動の活発化含む。）の情報共有や調整
- ③ 火山防災協議会へ諮る事項の事前調整
- ④ 上記以外で、県が必要と認めたとき。

(6) 防災中枢機能等の確保・充実

① 防災拠点等の整備及び備蓄・調達体制の整備

県及び関係市町村は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実、火山災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する防災拠点の整備に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制の整備充実に努める。(詳しくは第3章第7節参照)

② 自家発電設備等の整備

県、関係市町村及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に係わる機関は、保有する施設・設備については、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能となるよう努める。

4 救助・救急、医療及び消火活動関係〔実施責任：県関係課，市町村，消防本部，関係機関〕

県、関係市町村及び医療関係機関等は、発災時における救助・救急、医療・消火に係わる情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図る。

(1) 救助・救急活動関係

県及び関係市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車輛及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 医療活動関係

県及び関係市町村は、あらかじめ消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(3) 消防活動関係

① 消防水利の多様化の推進

県及び関係市町村は、噴火による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用することにより、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

② 防災組織等の連携強化及び消防用資機材等の整備

県及び関係市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定訓練の実施及びそれに伴う消防体制の整備に努め、かつ消防ポンプ自動車等の消防機器・資機材の整備促進に努める。

③ 消防団の活性化の促進

県及び関係市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

④ 林野火災への対応

火山噴出物によって発生する林野火災に備え、消防防災ヘリコプター等の活用を図る。

5 緊急輸送活動関係

〔実施責任：第十管区海上保安本部，自衛隊，鹿児島運輸支局，九州地方整備局，九州旅客鉄道株式会社，日本通運株式会社，公益社団法人鹿児島県トラック協会，水産振興課，漁港漁場課，農政課，港湾空港課，道路維持課〕

(1) 緊急輸送ネットワークの形成

県及び関係市町村は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設として道路、空港等及び輸送拠点（卸売市場等）について把握する。

また、県及び関係市町村は、火山災害、火山活動に伴う二次的な土砂災害を受けるおそれのある区域を巡回する緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

(2) 輸送手段の確保

① 自動車による輸送

災害応急対策実施機関及び公共的団体等の所有する車両等は、事前届出を行っておく。

また、災害時には、県及び市町村をはじめ災害応急対策実施機関所有の車両等が不足することが予想されるため、あらかじめ営業者（運送業は、県トラック協会）と協定を締結し、その協定に基づいて営業者の保有する車両等の応援要請を行うものとし、日頃から連携を図っておく。

② 船舶等による輸送

離島における災害救助又は陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは、県はできるかぎり県有船舶の活用を図るものとし、平素から災害時の運用計画を作成しておく。

また、県有船舶だけでは不足の場合を想定し、県は日頃から漁船及び民間船舶等の活用を図るため、関係漁業組合及び九州運輸局鹿児島運輸支局と連絡体制を整備して、連携を図っておく。

さらに、上述の船舶による輸送が困難な場合で、かつ緊急に海上輸送が必要な場合は、県は第十管区海上保安本部の巡視船艇・航空機による輸送の要請を行うものとし、日頃から連携を図っておく。

この他、さらに輸送手段として必要な場合を想定し、県は関係自衛隊と船舶の派遣要請について、その要請手続き等を整備し、日頃から連携を図っておく。

③ 航空機による輸送

一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要な場合を想定し、県は、自衛隊の災害派遣要請及び消防組織法に基づく「広域航空消防応援」による応援要請手続き等について、日頃から連携を図り整備しておく。

(3) 輸送施設の整備

① 道路の整備

災害時に被災者や救援物資、資機材を輸送する輸送施設として緊急輸送道路をあらかじめ指定しておく。

また、県警察は、火山災害に対する安全性の確保を図るため、信号機、情報板等の道路交通関連施設を整備するとともに災害時において交通規制を行う。その場合、車両の運転者の義務等について周知を図り、かつ広域的な交通管理体制を整備しておく。

一方、道路管理者は、火山噴火による災害時に道路啓開を実施する路線をあらかじめ定めておき、平素から道路啓開用装備・資機材の整備を行う。

② 港湾・漁港の整備

火山の噴火に伴い危険がさし迫った場合の脱出や道路の交通途絶等によって船舶に頼らざるを得なくなった場合は、災害に強い港湾・漁港施設が必要である。あらかじめ避難港として港湾・漁港を指定しておき、平常時より避難用船舶が安全に停泊できる港の整備充実を図っておく。

③ ヘリポートの整備

ヘリコプターは、火山噴出物による埋没や地震等による道路の決壊、障害物によって道路が使用不能となったとき必要不可欠の緊急輸送手段であるが、その活動を十分に行うためには、ヘリポートや離着陸場が不可欠である。火山災害においての降灰などの火山噴出物によりこれらのヘリポート等が利用できなくなるおそれがあるため、あらかじめ複数の候補地を選定しておく必要がある。

県及び関係市町村は、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対して周知徹底を図る等の所要の措置を講じる。

また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ当該地に備蓄するよう努める。

(4) 拠点の整備

火山噴火による災害時の救援物資や資機材の集積地として、トラックターミナル及び卸売市場等をあらかじめ指定しておく。

(5) 緊急輸送活動に資する道路啓開体制の整備

① 災害に備えた道路啓開体制

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって、電力、通信等のインフラ事業者を含む関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。

また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるよう、「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保等に関する協力関係の強化を図る。

② 道路啓開路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、関係機関と連携するなど、啓開が必要な路線の情報収集及び共有できる体制を構築するものとする。

(6) 業者との協定の締結

① 民間団体等との協定の締結

道路管理者は、道路啓開等の計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

② 運送業者との協定の締結

県及び関係市町村は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努める。

6 避難収容活動関係〔実施責任：災害対策課，社会福祉課，建築課，市町村，関係機関〕

(1) 避難場所及び避難所

市町村は、都市公園，公民館，学校等の公共的施設等を対象に火山災害及びその二次災害のおそれのない場所に地域の人口，誘致圏域，地形，災害に対する安全性等に配慮し，その管理者の同意を得た上で，災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について，必要な数，規模の施設等をあらかじめ指定し，住民への周知徹底を図る。

なお，指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

① 避難場所の指定

市町村は，被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全性を有する施設等であって，災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

② 避難所の指定

市町村は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災

者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であつて、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営の方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会（県立学校については県教育委員会）の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

③ 避難所に必要な施設、設備及び備蓄品

市町村は、指定避難所において避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また、指定避難所において救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

なお、指定された避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

④ 避難所の運営管理

市町村は、住民等に対し、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

（２）避難体制の準備

① 地域住民の名簿及び要配慮者の掌握

市町村長は、日頃から地域ごとの住民の名簿を作成し、要配慮者の把握に努めるとともに、避難指示等の伝達方法及び誘導方法について定めておく。

② 避難誘導責任者

避難誘導にあつては、あらかじめ消防分団長等を避難誘導責任者として定め、地元

の誘導員を指導・連携して住民の避難誘導に当たる。

③ 収容班長

避難場所等には収容班長を置き、避難誘導責任者から避難者を引き継ぎ、避難場所等の運営管理に当たる。収容班長は、当該施設の管理者を原則とし、市町村長があらかじめ定めた者とする。

④ 事前に準備すべき資料

収容班長は、事前に避難者の名簿、本部との連絡表、避難所業務日誌等を用意しておく。

(3) 避難に際し住民のとるべき措置

① 広報等による住民への徹底

関係市町村は、避難者が迅速かつ適正に避難できるよう、これらの内容を事前に広報し、普段から徹底を図る。

- ア 避難の前には必ず火の始末をし、ガスの元栓を閉め、電気のスイッチを切るなどを行うこと。

イ 避難するときは頭巾又はヘルメット、靴（又は地下足袋等）、防塵眼鏡・マスクを着用すること。

ウ 避難誘導は避難誘導責任者の指示によって行い、隣近所に声をかけ、お互い協力して全員が安全に避難できるようにすること。

エ 行動は沈着に行い、流言などによって軽挙妄動をしないよう注意するとともに、避難順位をよく守り、先を争ってけが人など出ないように注意すること。

オ 農家等で家畜を飼育している者は、事前に定めてある避難所に家畜等を避難させること。

(4) 避難用車両・船舶・航空機の借用協定

県及び関係市町村は避難が円滑に行われるよう、あらかじめ所有者等と協定を締結するなどの体制の整備に努める。

(5) 避難路・避難港・ヘリポートの整備

県及び市町村は、各火山の特性を十分考慮のうえ短時間に多数の住民等の避難が可能な避難路、避難港、ヘリポートの整備に努める。

(6) 応急仮設住宅設置の事前準備

県及び関係市町村は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に用いる資機材に関し、供給可能量を把握する。

また、応急仮設住宅の用地に関し、火山災害及びその二次災害に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、応急仮設住宅設置の事前準備をしておく。

なお、市町村は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

7 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動関係

〔実施責任：九州農政局，日本赤十字社鹿児島県支部，自衛隊，社会福祉課，生活衛生課，農産園芸課，市町村，水道事業者〕

（1）備蓄場所の体系的整備

県及び関係市町村は、大規模な火山災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地理的条件も踏まえ、必要とされる食料、飲料水及び医療品等生活必需品ならびに通信機器等の物資等についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。

また、備蓄を行うにあたって、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める（第3章 第7節参照）。

（2）調達物資の内容と調達量の調査

県及び関係市町村は、物資の調達体制を整備するとともに、その調達可能量についての把握に努める。

8 施設・設備の応急・復旧活動関係〔実施責任：県関係課，市町村，関係機関〕

（1）必要とする資機材の整備及び防災関係機関

県、関係市町村及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の応急復旧を行うため、あらかじめ被害状況を予測し、必要とする資機材を整備しておくなど体制を確立しておく。

（2）ライフライン施設の応急復旧体制

ライフライン事業者は、火山災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成しておく。

また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

9 被災者等への的確な情報伝達活動関係〔実施責任：災害対策課，市町村，関係機関〕

（1）多様な情報手段の整備

県、関係市町村及び公共機関は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系を含めた多様な手段の整備に努める。

(2) 情報発信の恒常性の確保

県、関係市町村及び放送事業者等は、火山災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

伝達すべき生活情報

- 生活に必要なサービスや物資の提供、配布に関すること。
(いつ、どこで、何を、どうするか)
- 交通状況、医療施設の案内等

10 二次災害の防止活動関係〔実施責任：県関係課，市町村〕

県及び関係市町村は、豪雨等に伴う土砂災害等の火山噴火の二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、ならびに事前登録など活用のための施策等を推進する。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うとともに、観測機器等の確保について準備しておく。

11 複合災害対策関係〔実施責任：危機管理課，災害対策課，市町村，防災関係機関〕

(1) 県及び市町村等の複合災害対策

県及び市町村等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

(2) 複合災害を想定した訓練

県及び市町村等は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等に努める。

(3) 荒天時等の避難

特に島嶼部等の火山地域である市町村において、船舶及び航空機の避難手段により避難計画を策定している場合、火山活動が高まり噴火災害が迫っている中で台風接近等の状況が発生した際、状況に応じた早期避難指示等の発令や、一定期間を島内で安全に退避するための退避舎等の設置及び食料・水などの備蓄等について検討する。

12 防災関係機関の防災訓練実施指導〔実施責任：災害対策課，市町村〕

(1) 防災関係機関の防災訓練実施指導

県は防災関係機関である指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体が個別に、かつ自発的に防災訓練を行うよう指導し、火山災害発生時に住民等の避難誘導、救護救出等諸応急活動に従事できるよう習熟を図る。

(2) 地域・職場等の防災訓練の指導

県や市町村は、地域、職場、学校等が自発的に防災訓練を行うよう指導し、住民等の火山災害発生時の避難活動等の習熟を図る。

13 災害復旧・復興への備え〔実施責任：県関係課，市町村，関係機関〕

(1) 各種データの整備保全

県及び関係市町村は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておく。

各種データの総合的な整備保全（地籍，建物，権利関係，施設，地下埋設物等
情報及び測量図面等データの整備保存ならびにバックアップ体制の整備）

なお、公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図，基礎地盤状況等資料を整備しておくとともに、資料の滅失を回避するため、複製等の措置を講じる。

(2) 復興対策の研究

関係機関は、住民のコンセンサスの形成，経済効果のある復興施策，企業の自立復興支援施策，復興過程における住民の精神保健衛生，復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。

第3節 県民の防災活動の促進

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 防災思想の普及・徹底2 防災知識の普及・訓練3 県民の防災活動の環境整備4 地域における要配慮者対策 |
|---|

防災思想とは防災の心構えである。単に知識を身につけても防災に対する根本的な心構えがないと、いざという時に役に立たない。正しい防災思想と正しい知識を身につけ、災害時には住民が協力しあって被害の軽減にあたらなければならない。

1 防災思想の普及・徹底〔実施責任：県関係課，市町村，関係機関〕

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。県民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から火山防災マップ等から火山の特性を知るなど、自主的に火山噴火に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市町村・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また。県民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び市町と連携・協働し、県民全体の生命・身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

このため、県、市町村及び関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図るとともに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施する。

さらに、県及び市町村は、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努め、また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

2 防災知識の普及・訓練〔実施責任：県関係課，市町村，関係機関〕

（１）防災知識の普及

ア 県、市町村及び関係機関は、防災週間や防災関連行事等を通じ住民に対し、火山災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、最低3日、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で火山災害発生時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

第1部 総則
第2章 災害予防

また、災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくことなどを促す。

イ 県及び市町村は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。

また、パンフレット、ビジターセンター、火山災害の遺構であるジオパーク等を通じて、火山災害履歴についての知識の普及を図るものとする。

表1-2-1 防災知識の普及に関する一覧表

普及対象者	普及事項	普及方法
住民	① 火山の知識 ア 火山の性質 イ 噴火前兆現象の種類と内容 ウ 噴火現象とその影響 ② 噴火の記録及び噴火の状況 ③ 住民が実施する対策の内容 ア 異常現象の内容と発見時の通報及び通報場所 イ 各種情報の提供と通報場所 ウ 避難指示等の伝達系統、信号内容 エ 避難の時期、避難時の携帯品、避難集結地、避難先 オ 避難に際しての留意事項 カ その他 ④ 県、市町村、防災機関の対策内容	① 普及資料 ア 火山防災マップ イ 火山災害時の行動マニュアル等 ウ 事前に準備しておくべき器具類 ② 普及方法 ア 公共的施設の提示 イ 広報誌への掲載 ウ 説明会の開催 エ 防災講演会の開催 オ 学校等の教育機関における教育 カ イベントの開催 キ 報道関係機関への依頼
関係機関の職員 県・市町村・	① 火山知識〔上記①と同様〕 ② 噴火時の災害対策及び噴火の状況 ③ 対策組織及び各自の任務 ④ 各防災関係機関の対策内容〔特に自機関のもの〕	① 普及資料 ア 本計画書 イ 火山防災マップ ② 普及方法 ア 説明会 イ ビデオ
一時滞在者 観光者等	市町村は、住民と同様に観光客等一時的滞在者への防災知識の普及に努める。具体的には、主な観光拠点〔展望所等〕及び主な宿泊施設にすでに発行されている「火山防災マップ」を掲示する等、危険地域の周知徹底を図る。	

(2) 防災訓練の実施、指導

① 県の行う総合防災訓練

県、関係市町村をはじめ防災関係機関等は地域住民等と連携しながら、風水害、地震災害、火山災害等、あらゆる災害に対応する様々な条件を設定した総合的な防災訓

練を実施する。この訓練をもとに、防災訓練や災害対策の課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

② 市町村の行う火山災害対策

市町村は、火山災害対策の充実を図るため関係機関等と共同し、防災訓練を実施する。

この場合、市町村は県の助言等を踏まえ、地域の特性等による火山災害の様態などを十分考慮し、実情に合ったものとするとともに、特に避難訓練については、あらかじめ作成した避難計画に基づき実践的な訓練を行う。

③ 地域、職場、学校等の行う火山災害対策訓練

特に、火山災害の危険性の高い地域、職場、学校等においてはきめ細かい火山災害対策訓練を実施し、火山災害発生時の避難行動等の習熟を図る。

また、必要に応じ登山者等への防災知識の啓発にも配慮するよう努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練の実施にあたっては、高齢者、障害者、外国人、観光客、妊産婦、乳幼児等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるように努める。

また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の徹底を図るものとする。

3 県民の防災活動の環境整備〔実施責任：県関係課、市町村、関係機関〕

(1) 自主防災組織の育成強化

火山噴火その他の災害の発生に際しては、地域住民が自分達で守るという連帯意識と互いの協力が必要である。このため、地域住民の自発的な防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じてコミュニティの防災体制の充実を図る。

① 自主防災組織の設置の促進

ア 重点推進地区

火山灰・噴石、火山ガス及び土石流等特に災害の発生の高い地域を重要推進地区とし、率先して自主防災組織の育成を行うよう指導する。

イ 自主防災組織の単位

自主防災組織の新設は、地区の実情に応じ、地域住民が自主的な防災活動を行ううえで適正な規模の地区を単位として組織すること。

ウ 自主防災組織の組織づくり

町内会、自治公民会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進める。

- (a) 町内会、自治公民会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- (b) 研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動し、訓練を行うよう実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。
- (c) 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って自主防災組織を育成する。
- (d) 青年団、女性団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

② 自主防災組織の活動内容

ア 平常時における活動

- (a) 防災に関する知識の普及
- (b) 防災訓練の実施
- (c) 火気使用設備の器具等の点検
- (d) 防災資機材の備蓄

イ 災害時における活動

- (a) 情報の収集伝達
- (b) 出火防止及び初期消火
- (c) 責任者による避難誘導（町内会長、消防分団長等が誘導担当者）
- (d) 救出救護

（２）自主防犯組織の育成

県及び関係市町村は、県警の協力のもと地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行う。

（３）住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を

行う。

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

（４）防災ボランティア活動の環境整備

県及び関係市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から地域団体、社会福祉協議会、ＮＰＯ法人及びボランティア団体の活動支援やリーダー育成を図るとともに、ボランティア団体等と協力して連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう相互のボランティア組織の交流を図るなどその活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

（５）企業防災の促進

① 企業による防災活動の推進

地元企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、交通関係者や宿泊施設の管理者等は観光客等の安全を確保するよう万全を期す。

② 県及び関係市町村の支援

県及び関係市町村は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業防災力向上の促進に努め

る。

4 地域における要配慮者対策〔実施責任：市町村〕

（１）要配慮者の把握

市町村は、市町村の各部局等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、要配慮者の実態把握と関係部局間での共有化を図る。

特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成し、把握に努める。

（２）避難行動要支援者対策

① 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

② 避難行動要支援者の避難誘導，安否確認

市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関，警察機関，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

（３）緊急連絡体制の整備

市町村長は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態に合わせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進2 火山観測体制の充実・強化 |
|--|

1 火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進

(1) 研究機関と行政機関との連携

県は、火山災害及び火山災害対策に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに、研究機関と行政機関との連携を推進し、防災施策に生かしていくよう国等に要請する。

なお、火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。

(2) 県民の防災教育の推進

県は各種防災講演会の開催等を通じ、県民の防災教育を進めていく。

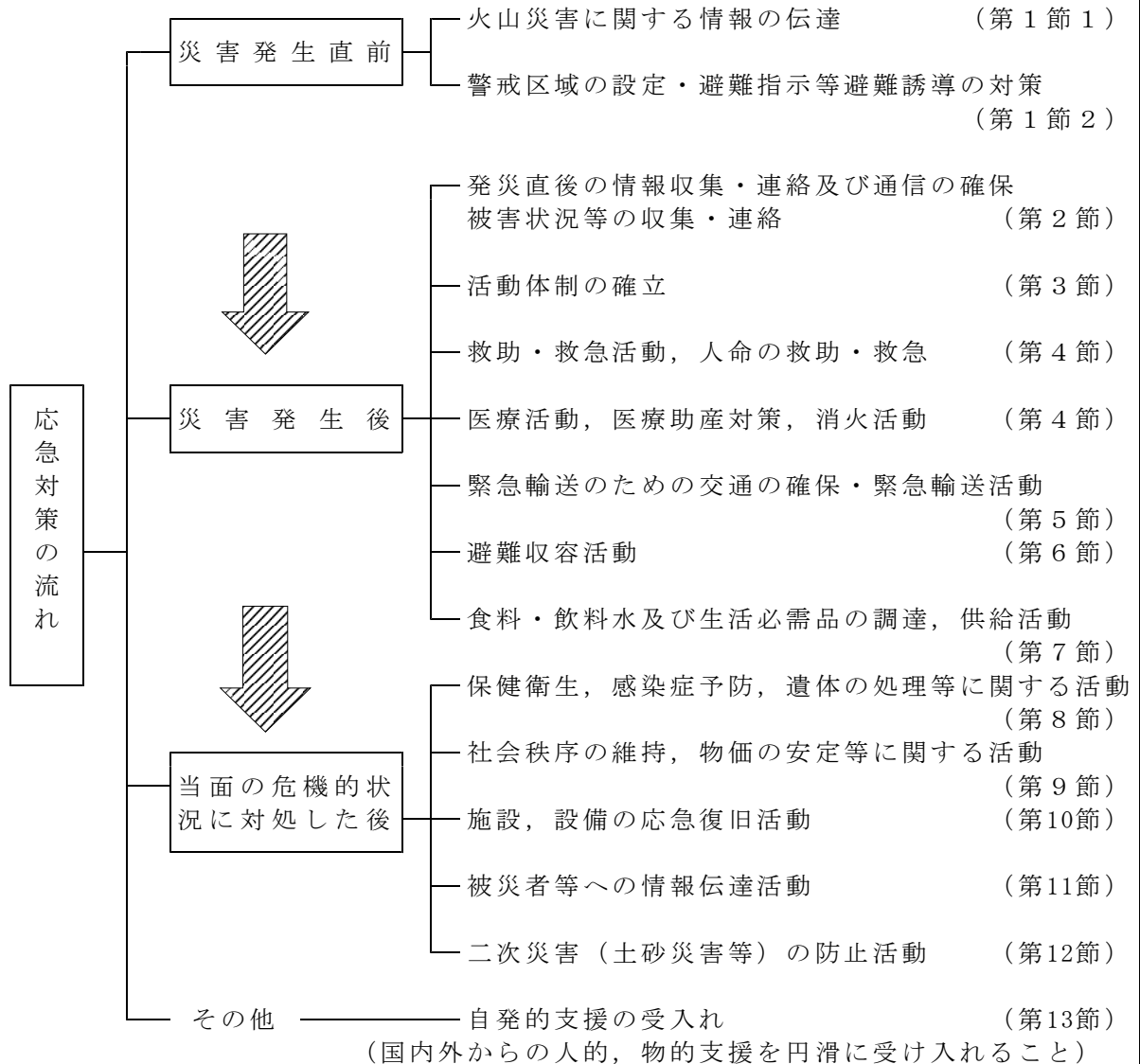
2 火山観測体制の充実・強化

火山噴火による災害を軽減するためには、平常時から火山の監視に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要である。そのために県、市町村等は、火山観測体制の充実等が図られるように国の関係省庁機関等に要請する。

第3章 災害応急対策

- 第1節 災害発生直前の対応
- 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
- 第3節 活動体制の確立
- 第4節 救助・救急，医療及び消火活動
- 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
- 第6節 避難収容活動
- 第7節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動
- 第8節 保健衛生，感染症予防，遺体の処理等に関する活動
- 第9節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動
- 第10節 施設，設備の応急復旧活動
- 第11節 被災者等への情報伝達活動
- 第12節 二次災害の防止活動
- 第13節 自発的支援の受入れ

○ 応急対策の流れは概ね次のとおりである。各段階に応じた的確な対応を講ずる。



第1節 災害発生直前の対応

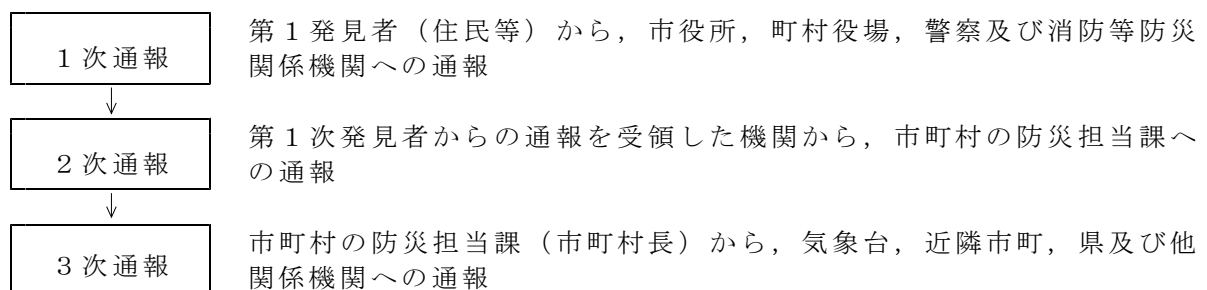
- 1 火山災害に関する情報の伝達
- 2 警戒区域の設定・避難指示
- 3 県における警戒体制の確立

1 火山災害に関する情報の伝達〔実施責任：鹿児島地方気象台，災害対策課，市町村，関係機関〕

（1）噴火前兆現象情報の収集と通報

① 通報体制の概要

住民等が，火山の異常と思われる異常を発見した場合は，関係市町村及び関係機関は，情報を通報する。



② 異常現象の通報事項

通報すべき火山の異常と思われる異常現象は，次のとおりとする。

なお，住民からの通報は異常現象の内容が不明確となる場合があるが，発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するように努める。

- ア 顕著な地形の変化
 - 山・がけ等の崩壊
 - 地割れ
 - 土地の隆起・沈降等
 - 海岸線の変動
- イ 噴気・噴煙の異常
 - 噴気口・火口の拡大，位置の移動・新たな発生等
 - 噴気・噴煙の量の増減
 - 噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
- ウ 湧泉の異常
 - 新しい湧泉の発見
 - 既存湧泉の枯渇
 - 湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
- エ 顕著な地温の上昇
 - 新しい地熱地帯の発見
 - 地熱地帯の拡大・移動
 - 地熱による草木の立ち枯れ等
 - 動物の挙動異常

- オ 海水・湖沼・河川の異常
 - 水量・濁度・臭・色・温度の異常
 - 軽石・死魚の浮上
 - 泡の発生
- カ 有感地震の発生及び群発
- キ 鳴動の発生

③ 異常現象の調査と通報

住民等から異常現象発見の通報を受けた市役所・町村役場、市町村の職員、消防署職員及び警察官は、通報後直ちに現場を調査し、次の内容をそれぞれの通報体系にしたがって通報する。なお、警察官は警察署に速報する。

- ア 発生の事実（発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者）
- イ 発生場所
- ウ 発生による影響（住民、動植物、施設への影響）

（2）火山現象に関する予報及び警報等

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は噴火予報、噴火警報及び火山現象に関する情報を発表する。また、噴火警戒レベルが定められた火山については、噴火警戒レベルを適用し、噴火予報、噴火警報により発表する。

① 火山現象に関する予報及び警報

気象業務法第13条1項により発表される火山現象の予報及び警報をいう。

ア 予報は、観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

・ 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表する。

・ 降灰予報

定時、速報、詳細の3種類を気象庁が発表する。

（ア）降灰予報（定時）

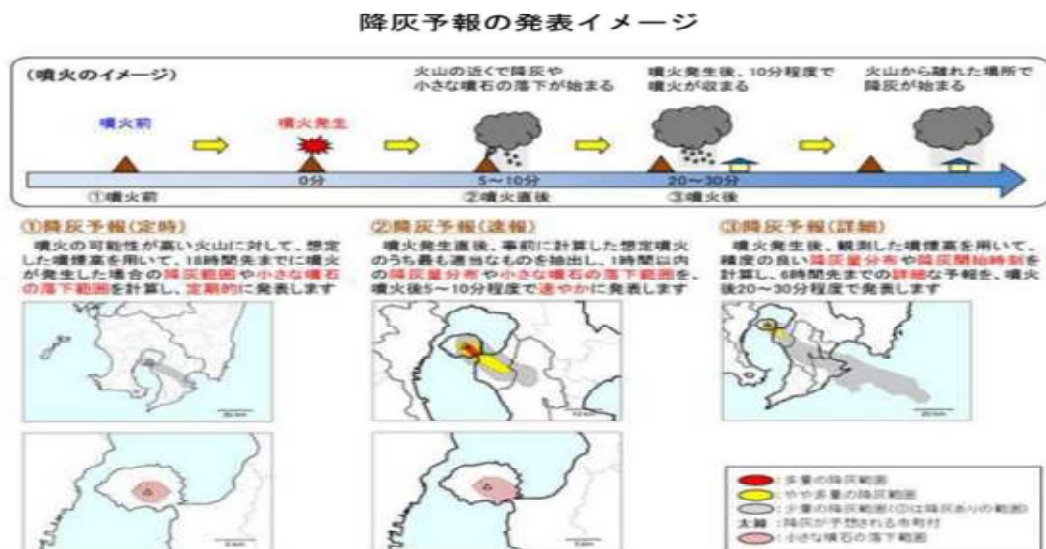
噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に、噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して、18時間先（3時間ごと）まで噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を定期的に発表する。

（イ）降灰予報（速報）

噴火が発生した火山に対して、発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5～10分程度で速やかに発表する。

（ウ）降灰予報（詳細）

噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から6時間先（1時間ごと）までに予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して噴火後20～30分程度で発表する。



イ 警報とは、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

・ 噴火警報

噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石や火砕流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生や、その拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。（「噴火警報・予報の名称、噴火警戒レベル等の一覧表」参照）

（ア）「居住地域」を対象とする場合

種別：特別警報 名称：噴火警報（居住地域）又は噴火警報

（イ）「火口から居住地域の近くまで」、あるいは「火口周辺」を対象とする場合

種別：警報 名称：噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報

（ウ）海底火山の場合

噴火警報（周辺海域）

噴火警報の解除は噴火予報で発表する。

※ 噴火警報・予報の伝達は、噴火警報・予報伝達系統図に基づいて行なわれる。

② 火山現象に関する情報

鹿児島地方気象台と福岡管区気象台は、火山活動の状況に応じ、次の火山活動等をお知らせするための情報を発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

イ 噴火速報

登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

- ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関の通報等も活用する。

ウ 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

エ 月間火山概況

前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめた資料で、毎月上旬に発表する。

オ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせるために発表する。

③ 噴火警戒レベル（噴火警戒レベルが定められた火山に限る）

火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とる

べき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

ア それぞれのレベルには「火口周辺規制」「入山規制」、居住地域における「高齢者等避難」や「避難」等、とるべき防災行動を示すキーワードを付す。

イ 噴火警戒レベルは、噴火予報、噴火警報により発表する。

ウ 各レベルの発表に用いる噴火予報、噴火警報は、「対象範囲を付した噴火警報の呼び方及びキーワード」による。

エ 噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する特別警報に位置づけられる。

噴火警報・予報の名称，噴火警戒レベル等の一覧表

噴火警戒レベルを運用している火山

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生，あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域近くまでの 広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生，あるいは発生すると予想される。
		火口から 少し離れた所までの 火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生，あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山である ことに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって，火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

噴火警戒レベルを運用していない火山

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域及び それより火口側の範囲 における厳重な警戒 居住地域厳重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生，あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域近くまでの 広い範囲の火口周辺	火口から 居住地域近くまでの 広い範囲の火口周辺 における警戒 入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生，あるいは発生すると予想される。
		火口から 少し離れた所までの 火口周辺	火口から 少し離れた所までの 火口周辺における警戒 火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生，あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山である ことに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって，火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

海底火山

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
警報	噴火警報 (周辺海域)	周辺海域	海底火山及び その周辺海域における警戒 周辺海域警戒	海底火山の周辺海域に影響を及ぼす程度の噴火が発生，あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	直上	活火山である ことに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって，変色水等が見られることがある。

(3) 噴火予報，警報，火山の状況に関する解説情報の通報及び通報先

鹿児島地方気象台は、噴火予報、警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報を発表したとき、次の関係機関に伝達して一般へ周知を行う。

なお、噴火警報を発表したときは、県への通報を最優先する。

噴火警報発表時の県等における措置は（４）に示す。

- | | |
|---|-----------------------|
| ① | 関係地方公共団体の機関 |
| ② | 関係警察機関 |
| ③ | 報道機関 |
| ④ | その他鹿児島地方気象台長が必要と認める機関 |

（４）噴火警報及び噴火速報（以下「噴火警報等」という。）発表時に関する県等における措置

① 県における措置

ア 鹿児島地方気象台から通報される噴火警報等は、災害対策課において受理し、防災情報ネットワークシステムを通じて、直ちに関係する地域連絡協議会及び市町村並びに防災関係機関へ通報する。（噴火警報等の通報系統を図１－３－１に示す）

なお、勤務時間外は、非常勤嘱託員が受理し、直ちに災害対策課長に連絡する。

イ 予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係のある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他関係者に対し、必要な要請を行う。

ウ 災害対策課長から通報を受けた関係課長等は、必要に応じ関係出先機関へ通報するとともに、予想される事態に対してとるべき措置を確認する。

エ 関係地域連絡協議会長（以下「連協長」という。）は、通報を受けた噴火警報等によってとるべき措置について、管内の関係市町村長と調整を行う。

② 市町村における措置

通報を受けた市町村長は、当該市町村地域防災計画の定めるところにより、通報に係わる事項を関係機関及び住民、登山者その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

この場合において必要があると認められるとき、市町村長は、住民、登山者その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、必要な通報又は警告をすることができる。

③ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における措置

各関係機関の長は、噴火警報等の伝達を受けたときは、当該情報により予想される事態に対し、その業務に係る防災に関する計画に基づきとるべき措置を決定し、予防・救助・復活活動に備えなければならない。

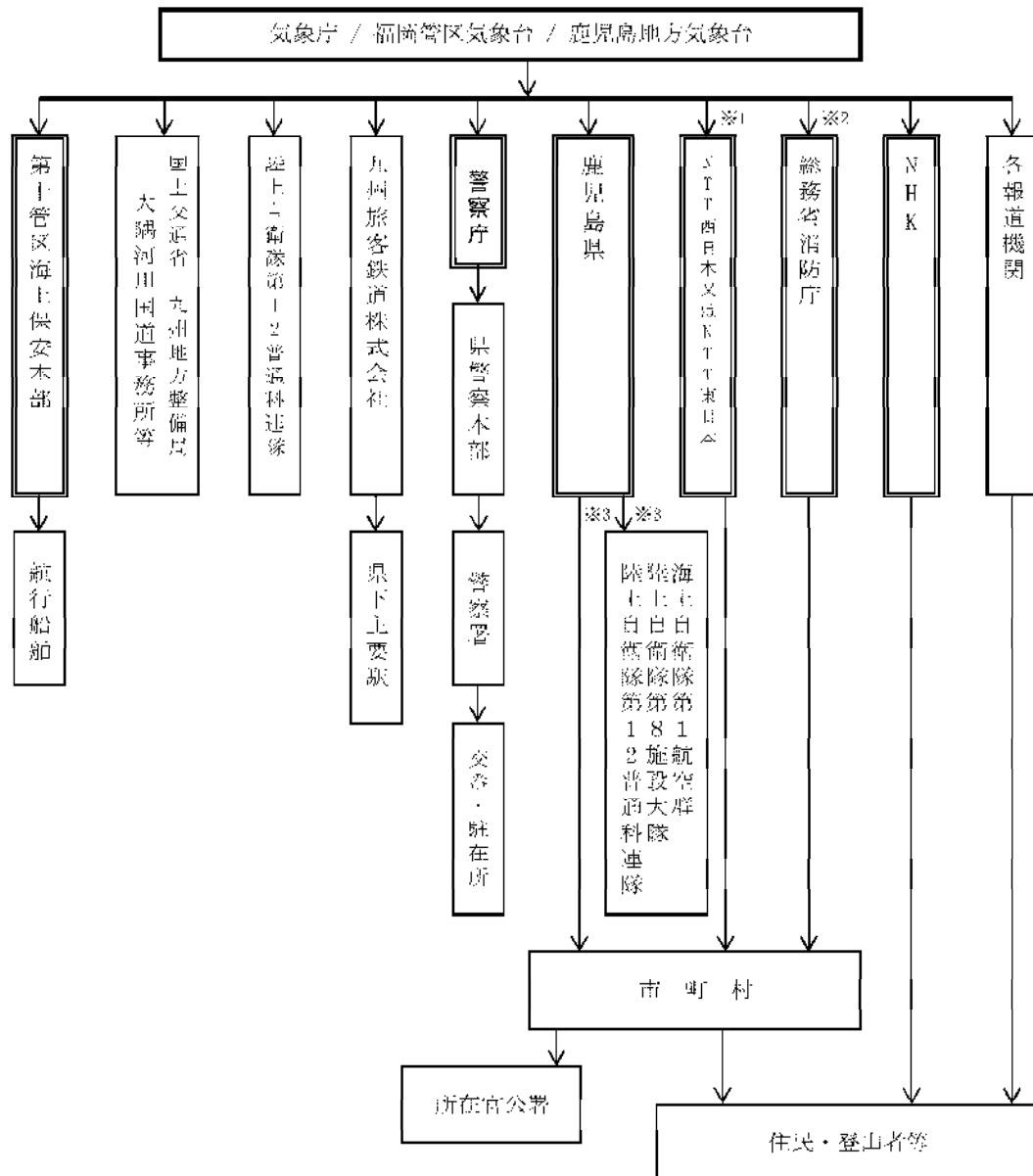


図1-3-1 噴火警報の伝達系統

- 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条及び第9条の規定に基づく通知先
- 2 特別警報が発表された場合、県において市町村への通知が、市町村においては住民等への周知の措置がそれぞれ法律により義務付けられている。
- 3 ※1 気象情報伝送システム（オンライン）特別警報・警報のみ伝達
- 4 ※2 気象資料伝送システム（オンライン）
- 5 ※3 防災情報ネットワーク

(5) 噴火警報の伝達

県は、噴火警報を受理したとき、次の関係機関に伝達する。

- | | |
|---|---------------|
| ア | 関係市町村 |
| イ | 陸上自衛隊第12普通科連隊 |
| ウ | 海上自衛隊第1航空群 |
| エ | その他必要と認める関係機関 |

**2 警戒区域の設定・避難指示等〔実施責任：危機管理課，災害対策課，県警察，市町村，
第十管区海上保安本部，自衛隊〕**

市町村長は、噴火警報の発表，または火山防災連絡会等での検討内容を踏まえ，火山噴火等により住民・登山者等の生命，身体に危険がある場合には，火山ハザードマップ（火山噴火災害危険区域予測図含む。）等を活用し，警戒区域の設定，避難指示等を行うとともに，警戒区域外へ避難するよう適切な避難，安全な避難者輸送を実施するなど，迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

(1) 警戒区域の設定

災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合において，人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき，警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し，もしくは禁止し，又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 市町村の実施する避難措置

① 避難指示等の発令

市町村長は，各火山に定めた基準に従って避難指示等を発令する。

② その他の避難

噴火の状況によっては，避難指示等の実施基準以外に次の場合が予想される。

市町村長は，このような状況に対応した適切な措置を講じておく。

- | | |
|---|--|
| ○ | 指示等により早く避難する時（住民による事前避難）
住民等の自主判断により，避難場所等に集まった場合 |
| ○ | 避難が遅れる時
夜間，悪天候，鳴動，地震，降灰による障害 |

(3) 警察官，海上保安官及び自衛官の行う避難措置

① 警察官又は海上保安官による避難のための立退きの指示

警察官又は海上保安官は，市町村長が避難のための立退きを指示することができな

いと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

② 警察官による避難の措置（警察官職務執行法第4条による）

警察官は、前記①の避難の指示のほか、警察官職務執行法第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。

③ 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定

警察官又は海上保安官は、市町村長もしくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。

④ 自衛官の行う避難措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長もしくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる。

（4）県による避難

① 知事による避難の指示等の代行

知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。

（5）避難指示等の伝達要領

避難指示等の伝達は、次に示す系統にしたがって実施する。

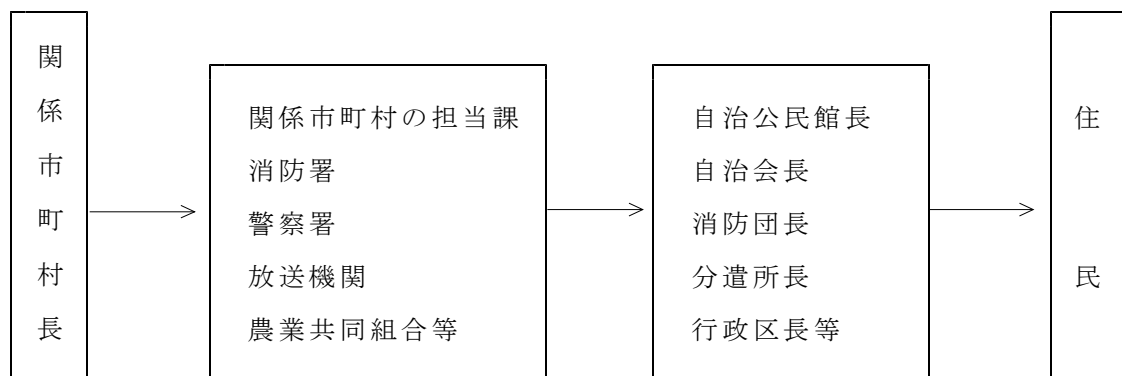


図1-3-2 避難指示等の伝達系統

（6）伝達の方法

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するも

のとし，概ね次の方法による。

- ① 防災行政無線による伝達
 - ② 伝達組織を通じ，口頭及び拡声器により伝達
 - ③ 広報車（消防車等）による伝達
 - ④ サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達
 - ⑤ 放送機関に要請し，テレビ・ラジオによる伝達
 - ⑥ 有線放送，電話，航空機その他の方法による伝達

（ 7 ） 防災信号

防災信号は次のとおりとする。

表 1－3－1 防災信号

102区分	掲載旗	サイレン	警 鐘
高齢者等避難	－	5 秒 ● — ● — ● — 休止（約 15 秒）	1 点打 ● 休止 ● 休止 ●
指 示	赤 色	約 1 分 ● ————— ● — 休止（約 5 秒）	連打 ● — ● — ● — ● — ● — ●

（ 8 ） 伝達する内容

- ① 避難先とその場所
 - ② 避難経路
 - ③ 避難の理由
 - ④ その他の注意事項

（ 9 ） 報告・通報

市町村長は，避難指示等を行った場合は，直ちに県知事に報告する。

県知事は，市町村長から報告を受けた場合，次の機関にその旨を通知する。

なお，市町村長は知事に報告するいとまがない場合（通信が途絶した場合を含む）は，直接必要な機関に通報することができる。

- 鹿児島地方気象台
- 県教育庁
- 県警察本部
- 自衛隊
- 報道機関
- 日本赤十字社鹿児島県支部
- 九州運輸局鹿児島運輸支局
- 第十官区海上保安本部
- その他必要とする市町村

3 県における警戒体制の確立〔実施責任：災害対策課〕

県は、火山噴火に伴う災害を最小限に食い止めるため、次に示す警戒体制を確立しておく。

（１）火山災害に関する情報の収集体制の整備

県は、鹿児島地方気象台が発表する噴火警報等や市町村からの災害に関する情報等を迅速かつ正確に把握するため鹿児島県地域防災計画に基づき、あらかじめ定められた情報収集方法により、平常時からいつでも情報が得られるような体制を確立しておく。

（２）市町村長への支援体制の確立

県は、関係市町村長が決定する警戒区域の設定及び避難指示等に対し、的確な助言ができるよう鹿児島県地域防災計画に基づき県災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部の組織及び所掌事務は「本章第3節1」の「県における活動体制（１）③」を参照。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- | |
|---------------------------|
| 1 被害情報の収集・連絡
2 通信手段の確保 |
|---------------------------|

火山災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的な応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととし、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う。

1 被害情報の収集・連絡〔実施責任：県関係課、県警察、市町村〕

（1）要救助者情報の把握

警戒区域の設定及び避難指示等により立ち入りの制限等がなされた場合、要救助者の有無を把握するため、関係機関で連携して情報の照合を行うとともに、救助活動に関わる機関と情報共有を行う。

ア 居住地域における逃げ遅れ者等の有無を把握するため、関係する市町村、県、警察等は、あらかじめ整備された避難対象者のリストと避難所等で作成された避難者等の名簿を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行う。

イ 火口近くにいる登山者等の要救助者の有無を把握するため、関係する市町村、県、警察、森林管理署等は、連携して登山届及び入林届等と、火口近くに位置する避難促進施設等における緊急退避状況、下山した者からの情報、避難者情報等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行う。

（2）市町村長の情報収集と伝達

① 情報の収集

ア 地域責任者による収集通報

自治公民館長等、各市町村で定められた地域責任者は、地区住民と連携をとって、火山噴火に関する各種被害情報を収集し、直ちに市町村の情報担当課に通報する。

イ 消防機関による収集通報

消防機関の職員は、その職責に基づき、積極的に被害情報を収集し、直ちに市町村の情報担当課に通報する。

また、各種通報等により119番が殺到している場合は、その旨を県及び消防庁へ通報する。

ウ 市町村職員による収集

市町村は、災害の状況に応じて、情報収集班を編成し、必要箇所の情報収集を図る。

② 市町村の情報担当課

市町村の情報担当課は、地域責任者や消防機関等からの通報を受け付け、被害情報の整理を行う。

③ 被害情報の通報

関係市町村の情報担当課は、収集・整理した被害情報を関係機関に通報する。その際、収集した情報については、把握できた範囲内で直ちに県に対し第一報を行うこととするが、通信の途絶等により県に通報できない場合は、直接消防庁に通報する。

④ 被害情報の内容

収集・通報する被害情報は、次のとおりである。

- 噴火・地震等による被害状況（被災地域、被災人員、家屋等）
- 噴火後における噴石・降灰等の状況
- 異常現象等による地区住民の動揺の状況
- 高齢者等避難、避難指示等市町村の措置
- 災害対策本部の設置状況
- 地区住民の避難準備及び避難実施等の状況
- 車両、船舶、医療救援要請に関する情報
- 避難誘導、輸送、救助等災害対策実施状況

⑤ 通報の方法

被害情報の通報・伝達は、次の方法のうち最も迅速かつ正確に通報できる方法をもって行う。

なお、有線通信途絶の場合は、第3章第2節第2項「通信手段の確保」に基づき行う。

- 口頭
- 一般加入電話
- 専用電話（警察電話）
- 無線電話

（3）県の情報収集と通報

① 被害情報収集

ア 県の情報収集

県は、積極的な情報収集に努め、把握できた範囲内で直ちに消防庁に対し第一報を行う。

また、県は、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。

なお、指定行政機関は、通信手段の途絶等により県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努める。

イ 系統による情報収集

県は、あらかじめ定められた情報収集方法により、次の機関からの被害情報の通報を受ける。

- 市町村の情報
- 警察本部の情報
- 消防機関の情報
- 県防災航空センターの情報

ウ 非系統による情報収集

県は、他機関から被害情報の収集ができない場合は、次の機関に要請し、必要情報の収集を行う。

要 請 先	要 請 内 容
警 察 本 部	航空機，自動車等特殊能力を有する情報班の出動を要請
自 衛 隊	災害派遣により，航空機等特殊能力を有する情報班の出動を要請
第十管区海上保安本部	巡視船艇，航空機の出動を要請

② 被害情報の通報

県は、収集した被害情報を必要に応じて関係機関に通報する。

(4) 県警察本部の情報収集と通報

① 被害情報の収集

県警察本部は、大きな噴火のおそれがあると認められる場合は次の体制をとる。

警 察 本 部	県警察災害警備連絡室，県警察災害警備警戒本部，県警察災害警備本部
警 察 署	署災害警備連絡室，署災害警備警戒本部，署災害警備本部

現地においては、噴火活動の状況に応じて情報収集及び諸対策を実施する。

- | |
|---|
| <p>ア 大きな噴火の発生が予想される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施部隊による各種情報の収集 <p>イ 大きな噴火のおそれがあり事態が重大と認められる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報部隊による各種情報の収集 ○ 実施部隊による諸対策の実施 |
|---|

② 情報の通報

収集された各種情報は、下図の系統にしたがって通報される。

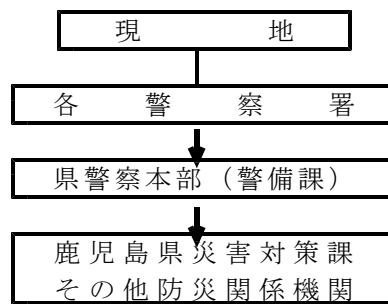


図1-3-3 県警察本部による被害情報の通報系統

③ 情報の内容

気象，地象，水象等火山噴火に関係するすべての事項

2 通信手段の確保〔実施責任：西日本電信電話株式会社，九州電力株式会社，九州電力送配電株式会社，自衛隊，市町村，消防本部，危機管理課，災害対策課，県警察本部〕

（1）通信手段の種類

降下火砕物，地震その他の現象により，被災地内の一般加入電話及び警察電話が使用不能となった場合，次のような通信手段を用いる。

① 現有无線網

一般加入電話が使用不能となった場合，各市町村が有する無線通信施設を利用することができる。利用可能な無線網は次のようなものがある。

- ア 消防無線電話
- イ 警察無線電話
- ウ 防災行政無線電話
- エ 鹿児島地区非常通信連絡会

② 通信の途絶防止

災害が発生した場合，次により臨機に措置をとり，通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 通信回線が途絶した場合，衛星携帯電話の配備，小型ポータブル衛星設備，加入者系無線システム等の運用により，特設公衆電話の設置等を図る。

イ 通信の疎通が著しく困難となり，重要通信の確保する必要があるときは，電気通信事業法等の定めるところにより，臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 著しく通信輻輳が発生した場合は，安否等の情報を円滑に伝達できる「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」を速やかに提供する。

(2) 移動無線局の配置

一般加入電話，警察専用電話による通信が途絶した時は，警察無線車，携帯無線機及び消防無線車を配置し，被災地内から警察本部と消防本部間の通信系統を確保する。

(3) 自衛隊による通信

無線車等による通信に支障がある場合は，自衛隊の災害派遣を要請して，被災地内との通信を確保する。

- | |
|----------------------|
| ア 通信隊の派遣
イ 連絡隊の派遣 |
|----------------------|

(4) 電気事業者の責務

電気事業者は，災害時における県及び市町村等の防災関係機関の重要通信施設への電力確保を優先的に行う。

(5) アマチュア無線の活用

有線が途絶し，災害対策上必要が生じた場合，アマチュア無線の協力を依頼する。

第 3 節 活動体制の確立

- 1 県における活動体制
- 2 広域的応援体制
- 3 指定行政機関・公共機関の活動体制
- 4 自衛隊の災害派遣

1 県における活動体制

知事は、火山噴火に伴う災害に対応するために、鹿児島県地域防災計画に基づき、災害警戒本部と災害対策本部を設置する。関係市町村及び関係機関は、県の災害対策本部に対応した体制をとる。

(1) 県における活動体制

火山活動の状況に応じた活動体制をとる。

① 情報連絡体制時における活動体制

噴火警報（火口周辺）が発表されたとき、又は、火山の異常と思われる異常現象が発生し、噴火その他の災害が発生することが予想されるとき、災害対策課長を責任者とした体制を整備し、災害の状況に応じては災害警戒体制に移行する措置をとるものとする。

② 災害警戒体制時における活動体制

火山の異常と思われる異常現象が顕著になり、噴火その他の災害が発生することが予想され、住民の生命財産の危険がせまってきたとき、災害警戒体制を整備するとともに災害警戒本部（災害警戒地方本部）を設置し、本部長（総括危機管理防災監）、地方本部長（連協長）は災害の状況に応じて災害対策本部（災害対策支部）体制に移行する措置をとるものとする。

③ 災害対策本部体制時における活動体制

噴火警報（居住地域）が発表されたとき、噴火活動が活発になり住民の生命身体の危険が予見されるとき、又は、噴火等による大災害が発生したときは災害対策本部（災害対策支部）体制を整備するとともに災害対策本部（災害対策支部）を設置し、知事を対策本部長、連協長を対策支部長とする。

災害対策本部の組織、所掌事務及び本部連絡員については、一般災害編第 3 部第 1 章第 1 節第 1 による。

(2) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害対策本部を設置し、又は、設置しようとする場合において災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めるとき、現地災害対策本部を設置する。

表1-3-2 本庁における参集・配備基準

体制		基準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制		1 噴火警報（火口周辺）が発表されたとき 2 火山の異常と思われる現象が発生し、噴火その他の災害が予想されるとき。	○危機管理防災局 ……4人 ○別記1に掲げる課 ……所属長が必要と認める人数	噴火前兆現象を迅速かつ的確に把握するため、市町村や関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制		1 噴火警報（火口周辺）が発表され、居住地域と近接する区域まで必要とされたとき。 2 火山の異常と思われる現象が顕著になり、噴火その他の災害が発生することが予想されるとき。 3 噴火警報（居住地域）発表後一定期間が経過し、住民の安全確保が図られるなど、警戒が必要な区域の災害発生への対応体制が整ったとき。	○危機管理防災局 ……8人以上 ○別記1に掲げる課 ……2人以上	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備	1 噴火警報（居住地域）が発表されたとき 2 噴火により比較的軽微な災害が発生し、又は発生することが予想される場合で本部長が必要と認めるとき。	○危機管理防災局 ……8人以上 ○別記1及び2に掲げる課 ……運営要綱第9条に定める人数 ○本部長が別に定める課 ……本部長が別に定める人数	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、県の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備	噴火警報（居住地域）が発表され、かつ、噴火により相当の被害が発生し、又は発生することが予想される場合で本部長が認めるとき。	○危機管理防災局 ……過半数 ○危機管理防災局以外の課 ……運営要綱第9条に定める人数	
	第3配備	噴火警報（居住地域）が発表され、噴火により大きな災害が発生し、又は発生することが予想される場合で、本部長が必要と認めるとき。	○危機管理防災局 ……全員 ○危機管理防災局以外の課 ……運営要綱第9条に定める人数	
	第4配備	噴火警報（居住地域）が発表され、噴火による被害が特に甚大で、被害発生状況その他により全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき。	○全職員	

（別記1） 人事課、文化振興課、青少年男女共同参画課、総合政策課、PR観光課、広報課、環境林務課、森づくり推進課、保健医療福祉課、社会福祉課、商工政策課、漁港漁場課、農政課、農地保全課、監理課、道路維持課、河川課、砂防課、港湾空港課、建築課、総務企画課、会計課、管財課、教育庁総務福利課、学校施設課、県立病院局県立病院課、工業用水道部工業用水課

（別記2） デジタル推進課、交通政策課、廃棄物・リサイクル対策課、自然保護課、環境保全課、健康増進課、障害福祉課、生活衛生課、薬務課、子ども政策課、子育て支援課、子ども福祉課、高齢者生き生き推進課、農地整備課、道路建設課、都市計画課

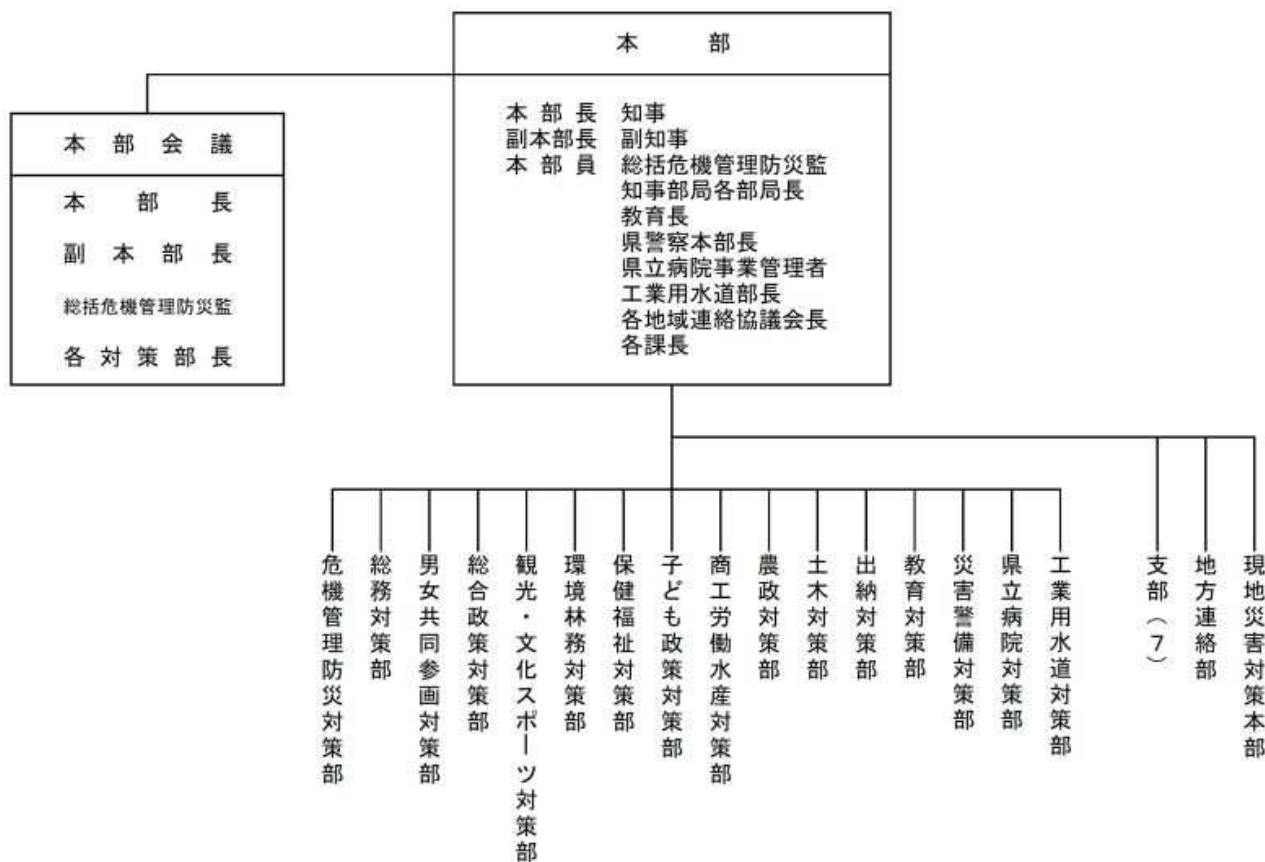
※ 噴火警報（居住地域）は、火山現象特別警報に位置づけられている。

表1-3-3 出先機関（支部）における配備基準

体 制		基 準	配 備 基 準	活 動 内 容
情報連絡体制		噴火警報（火口周辺）が発表され、火山の異常と思われる現象が発生し、噴火その他の災害が発生することが予想されるとき。	各地域連絡協議会の事務局職員 ……各2人	火山活動の状況を把握するため、市町村や関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制		1 噴火警報（火口周辺）が発表され、居住地域と近接する区域まで警戒が必要とされたとき。 2 火山の異常と思われる現象が顕著になり、噴火その他の災害が発生することが予想されるとき。 3 噴火警報（居住地域）発表後一定期間が経過し、住民の安全確保が図られるなど、警戒が必要な区域の災害発生への対応体制が整ったとき。	連協長があらかじめ指定した災害警戒要員	災害警戒地方本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策等防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備	1 噴火警報（居住地域）が発表されたとき。 2 噴火により比較的軽微な災害が発生し、又は発生することが予想される場合で、支部長が必要と認めるとき。	支部長があらかじめ指定した職員	災害対策支部を設置し、災害の規模程度に応じて、県の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備	噴火警報（居住地域）が発表され、かつ、噴火により災害が発生し、又は発生することが予想される場合で、支部長が必要と認めるとき。	支部長があらかじめ指定した職員	
	第3配備	噴火警報（居住地域）が発表され、かつ、噴火による災害が特に甚大で、被害発生状況その他により全職員の配備を必要とする場合で、支部長が必要と認めるとき。	全職員	

※ 噴火警報（居住地域）は、火山現象特別警報に位置づけられている。

図1-3-4 県災害対策本部組織図



(3) 国の非常（緊急）現地災害対策本部との連携

県は、国の非常（緊急）現地災害対策本部が設置されたときは、相互の連絡調整に努めるとともに、国の行う災害対策に対して支援、協力等を行う。

(4) 県消防・防災ヘリコプター等を活用した災害応急活動

大規模な災害が発生した場合、道路の寸断や渋滞等により、情報収集や物資・災害応急要員・負傷者の搬送等に大きな障害が発生する可能性が高い。

このため、消防防災活動に必要な装備を備えた、広域的かつ機動的な活動能力を有する消防・防災ヘリコプターを活用するとともに画像伝送システムを活用し、災害応急対策活動等を実施する。

○ 消防・防災ヘリコプターの活動内容

- ア 被害状況の調査及び情報収集活動
- イ 傷病者、医療関係者、消防隊員等の搬送及び医療、消防機材の輸送
- ウ 被災者等の救出
- エ 生活必需品及び救援物資の輸送、災害応急要員等の搬送
- オ 住民に対する情報伝達活動など

なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、本部長が必要と認めるときは、県災害対策本部危機管理防災対策部に航空運用調整班を設置し、関係規程に定めるところにより災害応急対策活動を実施するものとする。

航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

（５）市町村の体制

① 災害警戒本部及び災害対策本部の設置

市町村長は、災害の状況に応じて災害警戒本部、関係市町村災害対策本部を、それぞれ設置する。災害警戒本部及び災害対策本部の組織と任務等は、それぞれの市町村の地域防災計画に定めるとおりとする。

② 知事への通知

関係市町村は、災害警戒本部または災害対策本部を設置したときは、関係機関にその旨を連絡するとともに県災害対策本部（災害対策課）に通知する。

（６）警察の体制

① 県警察災害警備本部等の設置

警察本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、状況に応じて県警察災害警備本部等を設置する。また、必要があると認められる場合は、災害警備現地本部等を設置する。

② 警察署災害警備実施本部の設置

警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、状況に応じて署災害警備本部等を設置する。また、必要があると認められる場合は、災害警備現地本部等を設置する。

2 広域的応援体制

火山噴火等による災害の広域的応援体制については、「県地域防災計画（一般災害対策編）第3部第1章第4節広域応援体制」による。

3 指定地方行政機関・指定公共機関等の活動体制

火山噴火等による災害の指定地方行政機関・指定公共機関等の活動体制については、「県

第1部 総則
第3章 災害応急対策

地域防災計画（一般災害対策編）第3部第1章第4節広域応援体制」による。

4 自衛隊の災害派遣

火山噴火等による災害の自衛隊の災害派遣については、「県地域防災計画（一般災害対策編）第3部第1章第5節自衛隊の災害派遣」による。

第4節 救助・救急，医療及び消火活動

- | |
|-----------|
| 1 救助・救急活動 |
| 2 医療活動 |
| 3 医療助産対策 |
| 4 消火活動 |

災害発生後，被災者に対し救助・救急活動を行うとともに，負傷者に対し必要な医療活動を行う。

1 救助・救急活動〔実施責任：県，市町村，消防本部，関係機関〕

（１）住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は，自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに，救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

（２）県，関係市町村及び関係機関による救助・救急活動

県，関係市町村及び関係機関は，救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じて近隣市町及び他の地方公共団体に応援を要請する。

また，県は，救助・救急を実施する関係機関に対して，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。

2 医療活動

火山の噴火及び避難にともなう負傷者等に対する医療救護は，次のとおりとする。

（１）緊急医療の実施（DMAT・救護班・DPAT・災害支援ナース）

「県地域防災計画（一般災害対策編）第3部第2章第10節〔第1 緊急医療の実施〕」による。

（２）医薬品・医療用資機材等の調達

「県地域防災計画（一般災害対策編）第3部第2章第10節〔第2 医薬品・医療用資機材等の調達〕」による。

（３）後方搬送の実施

「県地域防災計画（一般災害対策編）第3部第2章第10節〔第3 後方搬送の実施〕」による。

（４）医療救護活動状況の把握

「県地域防災計画（一般災害対策編）第3部第3章第5節〔第1 医療救護活動状況の把握〕」による。

（５）被災者の健康状態の把握とメンタルケア

「県地域防災計画（一般災害対策編）第3部第3章第5節〔第2 被災者の健康状態の把握とメンタルケア〕」による。

3 医療助産対策〔実施責任：市町村〕

本対策は、被災者の応急的医療及び助産の円滑な実施を図るためのものである。

（１）実施責任者

災害のため、医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、市町村長が行う。

ただし災害救助法が適用された場合の医療及び助産は知事が行う。

なお、知事が、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの通知により市町村長が行う。

また、緊急を要し、知事による救助の実施を待つことができないときは、市町村長が、知事の補助機関として行う。

市町村長は、緊急実施事項については、直ちにその状況を報告し、その後の処理については知事の指揮を受ける。

日本赤十字社鹿児島県支部は、知事の委託を受けて医療の業務を行う。

（２）医療助産の対象者

医療助産を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療助産の途を失った者に対して、応急的に行う。

（３）医療の範囲

- ① 診療
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置，手術，その他治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護

（４）助産の範囲

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前，分べん後の処理
- ③ 脱脂綿，ガーゼ，その他の衛生材料の支給

（５）医療助産の方法

① 救護班

医療助産は救護班によって行う。（上記２（１）参照）

② 薬品補給班

市町村は、県(薬務課)が編成する薬品補給班へ医療用資機材，医薬品等を要求する。

③ 救護所の設置

救護所は、災害発生の地区を管轄する保健所ごとに設置し、必要があれば国公立医療機関及び関係医師会等の協力を求める。ただし、必要に応じて巡回救護を行う。

4 消火活動〔実施責任：市町村、消防本部〕

火災が発生したときは、消防機関はただちに出動し、被害の軽減に努める。ただし、噴石の落下等により避難指示が発令された場合は避難を最優先に行う。

また、県は、消防機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

（１）消火活動

発災後初期段階においては、住民及び消防機関は、自発的に初期消火活動を行う。

（２）市町村による消火活動

関係市町村は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な火山災害の場合は、住宅の密集する地区等の最重要防ぎょ地域の優先順位を定め迅速に対応する。

最重要防ぎょ地域優先地域

- | | |
|---|-------------------------|
| ア | 住居の密集地域 |
| イ | 山火事発生危険地域 |
| ウ | 病院、福祉センター等要配慮者関係施設の集中地区 |

（３）緊急消防援助隊の出動の要請

大規模な災害が発生し、県内の消防力で十分に対応できないときは、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

（４）被災地域の市町村に対する応援

被災を免れた市町村は、被災市町村からの要請（又は相互応援協定）に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

- 1 交通確保・緊急輸送活動の基本方針
- 2 交通の確保体制
- 3 緊急輸送体制

第4節に述べた救助・救急，医療及び消火活動を迅速に行うため，また，被害の拡大防止や避難者に緊急物資を供給するために，交通を確保し緊急輸送を行う必要がある。

1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針〔実施責任：県関係課，市町村，県警察本部，関係機関〕

交通の確保・緊急輸送活動については，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，緊急復旧，交通規制，輸送活動を行う。

（1）輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては，次のような事項に配慮して行う。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

（2）輸送対象の想定

被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

① 第1段階

- ア 救助・救急活動，医療活動の従事者，医薬品等人命救助に要する人員，物資
- イ 消防，水防活動等災害の拡大防止のための人員，物資
- ウ 政府災害対策要員，地方公共団体災害対策要員，情報通信，電力，ガス，水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要な人員及び物資

② 第2段階

- ア 上記①の続行
- イ 食料，水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③ 第3段階

- | |
|---|
| ア 上記②の続行
イ 災害復旧に必要な人員及び物資
ウ 生活必需品 |
|---|

2 交通の確保体制〔実施責任：県関係課，市町村，県警察本部，関係機関〕

(1) 緊急輸送手段

緊急輸送は，自動車，鉄道，船舶，航空機のうち最も適切なものによる。特に，海上輸送を必要とするときは，県は，できる限り県有船舶の活用を図る。また，必要に応じて漁船の活用を図る。

県は，離島における災害救助又は陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは，九州運輸局鹿児島運輸支局に直接応援要請する。

市町村及び防災関係機関は，上述の輸送が困難で，かつ，緊急に海上輸送を必要とするときは，輸送条件を明示し，県に巡視船艇・航空機による輸送を要請するものとし，県は直ちに海上保安本部に出動を要請する。さらに上述以外に輸送手段として必要な場合，県は自衛隊に船舶の派遣を要請する。

各災害応急対策実施機関は，所管にかかる車両，船舶等の状況を十分把握しておく。

災害輸送実施のための車両，船舶の現況は「資料編」を参照。

(2) 輸送条件

災害応急対策実施機関の長は，車両，船舶等の調達を必要とするときは，次の事項を明示して要請する。

- | |
|--|
| ① 輸送を必要とする人員又は物資の品名，数量（重量を含む）
② 輸送を必要とする区間
③ 輸送の予定日時
④ その他必要な事項 |
|--|

(3) 被災者の運送

県は，被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して，被災者の運送を要請する。

(4) 災害応急対策必要物資の運送

県は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべ

き場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

また、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておく。

(5) 強制確保

① 輸送命令等による方法

県は、災害時において災害輸送手段の確保が著しく困難となったときは、九州運輸局（鹿児島運輸支局）に緊急輸送の強制確保を要請する。

九州運輸局は、必要と認められる場合には、法令の定めるところにより、関係事業者に対し、国土交通大臣の輸送命令を発し、緊急輸送に従事させる。

② 従事命令等による方法

（従事命令等による方法は、一般災害対策編第3部第1章第6節参照）

(6) 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債務者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する。

3 緊急輸送体制〔実施責任：県関係課，市町村〕

(1) 輸送手段の確保

輸送施設の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、緊急輸送ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路及び港湾・漁港，空港，臨時ヘリポート等の最も適当な輸送施設を選定し確保する。

特に港湾・漁港については平常的に避難港の指定を行い、避難船が安全に停泊できるよう整備充実に努めておく。

(2) 集積拠点の確保

トラックターミナル等を集積拠点として確保する。

(3) 関係機関及び住民等への周知

実施責任者は、輸送施設及び集積拠点を確保した場合は、警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を活用して周知する。

第6節 避難収容活動

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 避難誘導の実施2 避難場所等の開設3 要配慮者への配慮4 応急仮設住宅等 |
|---|

火山の噴火時には、広範囲にわたり多数の住民や登山者等を一齐に避難させる必要が生じる。噴火警報や避難指示等の情報を住民や登山者等に確実に伝え、迅速かつ円滑に避難するためには、行政による取組と連携して、人の集積拠点となっている不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設については、施設の所有者又は管理者（以下「施設所有者等」という。）による利用者の安全を確保するための取組が重要である。

1 避難促進施設の指定及び避難確保計画の策定等

（1）避難促進施設の指定

市町村防災会議は、火口からの距離等施設の位置や、利用者数等施設の規模、施設所有者等の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、火山の噴火時に利用者の安全を確保する取組が必要と考える施設を「避難促進施設」として位置付け、市町村地域防災計画に施設の名称及び所在地を定めるものとする。

（2）避難確保計画の作成

市町村は、市町村地域防災計画に定めた避難促進施設の施設所有者等へ「避難確保計画」を作成し、利用者に対する情報伝達や避難誘導等の体制を整備することを求めるものとする。

避難促進施設の施設所有者等は、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き〔内閣府（防災担当）〕」等を参考として、従業員の体制や情報収集・伝達ルート、避難誘導方法等について定めた「避難確保計画」を作成・公表し、その結果について、市町村に報告するものとする。

「避難確保計画」は、具体的かつ市町村地域防災計画と整合のとれた計画である必要があるため、市町村は、施設所有者等から報告を受けた際、その内容について十分検証し、必要に応じて助言・勧告を行い、より実効性の高い「避難確保計画」とすることが重要である。

（3）避難確保計画に基づく避難訓練

避難促進施設の施設所有者等は、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果について市町村に報告するものとする。なお、施設所有者等は、避難訓練の実施にあたって、避難促進施設を利用する者に必要な協力を求めることが可能である。

2 避難誘導の実施

避難促進施設を除く施設における避難誘導については、「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）の第3部第2章第6節 避難指示，誘導」を参照

3 避難場所等の開設〔実施責任：市町村〕

（1）避難場所等の開設

市町村長は、火山の噴火による災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合に、必要に応じ、避難場所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、火山災害及びその二次災害の危険性に配慮しつつ管理者の同意を得て避難場所等として開設するとともに、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

（2）避難所の運営管理

市町村長はあらかじめ避難所の収容班長（学校長等の施設管理者）を定めておくとともに、避難所の運営における女性の参画を推進するなど、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、収容班長は次の点に留意し、万全な対処を行う。

なお、県及び市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

- ① 正確な情報の伝達，食料，飲料水の配布。
- ② 清掃等については避難者自身が担当を決め，自主的になされるよう指導，指示し，状況に応じて住民や自主防災組織，または他の近隣市町に対し協力を求める。
- ③ それぞれの避難所に収容されている避難者に係わる情報の早期把握に努める。また，避難所では生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報を把握するとともに県へ報告する。
- ④ 食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，避難所における生活環境が，注意を払い，常に良好であるよう努める。また，必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- ⑤ 避難者のプライバシーの確保に配慮する。
- ⑥ 多様な主体と連携し，男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点

等に配慮し、特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- ⑦ 避難者の健全な住生活を早期に確保するため、避難所の早期解消に努めることを基本とする（原則として7日以内とする）。
- ⑧ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

詳細については、「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）」の第3部第3章第1節「避難所の運営」参照

（3）避難長期化への措置

避難生活が長期化する場合は、県及び関係市町村は、次の措置等をとるとともに、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

- ① 避難所では、生活環境の向上を図るための設備整備に努めるとともに、プライバシーの保護などに配慮する（例えば、冷暖房、間仕切り、風呂、洗濯機等の設備整備）。
- ② 精神科医等と協力して、心のケアに努める。
- ③ 避難所又は周辺の公共的施設で応急教育を行う。
- ④ 応急仮設住宅の建設を促進する。
- ⑤ 生活相談を実施する。
- ⑥ 住宅の移転を検討する。
- ⑦ 生活不活発病予防等の健康管理に努める。

4 要配慮者への配慮〔実施責任：社会福祉課，高齢者生き生き推進課，障害福祉課，子育て支援課，子ども福祉課，青少年男女共同参画課，くらし共生協働課，国際交流課，市町村〕

高齢者、妊産婦、乳幼児、病人、障害者、観光客、外国人等、いわゆる要配慮者の避難等については、多様な主体と連携し、以下の点に留意して優先して行う。

- ① 要配慮者のうち、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るため、自治会の協力を得るなどして事前に避難誘導方法を確立しておく。
- ② 避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者に十分配慮すること。

- ③ 特に高齢者，障害者の避難所での健康状態の把握，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。
- ④ 要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

5 住宅の供給確保〔実施責任：社会福祉課，かごしま材振興課，建築課，市町村〕

（1）住宅の確保・修理

- ア 応急仮設住宅の供給
- イ 住宅の応急修理
- ウ 国の応急仮設住宅用等資材
- エ 公営住宅等の供与
- オ 災害救助法による基準

詳細については，「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）の第3部第3章第10節住宅の供給確保」参照

（2）被災宅地危険度判定の実施

詳細については，「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）の第3部第3章第10節住宅の供給確保」参照

（3）広域一時滞在・移送

詳細については，「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）の第3部第3章第1節「避難所の運営」参照

第7節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 食料の調達及び供給2 飲料水の調達及び供給3 生活必需品の調達及び供給 |
|---|

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、多様な主体と連携し、その備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努める。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるものとする。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

市町村の担当課は、各避難所ごとに飲料水、食料、生活関連物資の供給に当たって、避難者の趨勢を把握し、それに基づいて必要とされる品目、数量を早急に算定して、公的備蓄物資、流通在庫備蓄物資、近隣市町村からの搬送物資との照合を行う。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握出来る広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

1 食料の調達及び供給〔実施責任：農林水産省、社会福祉課、農産園芸課、市町村〕

避難者に対する食料の供給は、市町村長（災害救助法が適用された場合は知事）の要請に基づき、避難収容先の関係市町村長が実施する。

ただし、緊急時又は連絡不通時は、関係市町村長が単独で実施する。

なお、県は、供給すべき食料が不足し、調達する必要があるときは、関係省庁等に対し、食料の調達を要請する。

また、県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待つとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する食料を確保し輸送する。

（1）主食品の調達

避難者に供給する主食品（米穀類）の調達は、次のとおり実施する。

① 知事への配給申請

関係市町村長は、（6）に示す1人当たりの配給量及び避難者数により必要量を算

出し、知事（農政部農産園芸課）に対し、文書（様式2，様式－2ページ）をもって主食の応急配給申請を行う。ただし、緊急の場合は電話で行う。

県農政部農産園芸課	電話（代） 099-286-2111 （直） 099-286-3197
-----------	--

② 知事の措置

知事による主食品供給の措置は、次のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 応急配給申請に基づき、関係市町村長を給食又は配給の「取扱者」に指定○ 米穀販売事業者等の手持米を調達する場合は、災害地の市町村長からの申請に基づき所要数量を取りまとめ、米穀販売事業者と連絡調整し、供給を指示する。このほか、災害の状況により、米穀集荷団体等と連携し、必要量の米穀を確保する。○ 災害救助法が適用され米穀販売事業者による供給が実施できない場合は、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し、政府所有米穀の引渡しを要請し、売買契約締結後、引渡しを受ける。買受代金は、知事が災害救助費から支払う。
災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要があり、被災地等の状況その他の事情により、契約を締結するいとまがないと認めるときは、契約の締結前であっても政府所有米穀の引渡しを受けることができる。この場合は、当該米穀の引渡し後に遅滞なく売買契約を締結する。 |
|---|

（注）災害救助法が適用され政府所有米穀の緊急引渡しを要請し得る数量は、上記の基準量の範囲内で、かつ、災害救助費の炊き出しその他による食品の給与の予算に示された食費の限度額内とする。

③ 取扱者（関係市町村長）の受領要領

取扱者は、指定販売業者から現金で米を買い取る。

政府所有米穀を受領するときは、農林水産省農産局長から指示を受けた受託事業者から受け取る。

④ 緊急時の場合の調達

関係市町村長は、通信、交通が途絶し、知事に主食品の応急配給申請ができないときは、直接、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し、「災害救助米穀の引渡要請書」（別紙2）に基づく政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、希望時期、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せてファックス又はメールで連絡し、引渡しを受ける。

なお、市町村長が直接、農林水産省農産局長に要請を行う場合は、必ず、市町村担当者は、都道府県担当者に連絡するとともに、要請内容の写しを送付する。

また、災害救助用米穀供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により県又は市町村担当者が要請書に基づく情報を農林水産省農産局農産政策部貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあっては、上記、引き渡し要請の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を九州農政局生産部業務管理課担当者に連絡することができる。

表 1－3－4 知事及び農林水産省の連絡場所

連 絡 先	所 在 地	電 話 番 号
知事 (県庁，農政部農産園芸課)	鹿児島市鴨池新町10-1	(代)099-286-2111 (直)099-286-3197 (ファックス)099-286-5595
農林水産省農産局農産政策部 貿易業務課契約第1班	東京都千代田区霞が関 1-2-1	(代)03-3502-8111 (直)03-6744-1353 (ファックス)03-6744-1391
九州農政局生産部業務管理課	熊本市西区春日2-10-1	(代)096-211-9111 (直)096-300-6236 (ファックス)096-211-9780

(2) その他の主食品及び副食品の調達

関係市町村長は，米を調達するまでの間において緊急に主食品を必要とする場合は，パン及びめん類，副食品調味料等を，市町村内の販売業者，製造業者等より直接現金をもって購入する。

① 乾パンの調達先

市町村の備蓄分で必要量を確保できない場合（不足する場合）	補給処 陸上自衛隊九州地区補給処 海上自衛隊佐世保補給処 航空自衛隊（筑城，春日，芦屋， 新田原）
------------------------------	---

② その他の食品の調達

品 名	調 達 先 等
調製粉乳 哺乳ビン 漬物 味噌 醤油 食塩 即席めん	「災害時における応急生活物資の 供給協力に関する協定」締結の関 係事業者及び県内薬品業者，関係 製造業者手持品

(3) 食料品の供給

収容班長は，市町村担当員，地域代表者の協力のもとに給与を実施する。

給与した食料等は，炊出し給与表（様式3，様式－3ページ），食料品現品給与表（様式4，様式－4ページ）に記載する。

(4) 給与対象者

応急食品の供給対象者は，次のとおりとする。

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の被害が全壊，流失，半焼，半壊で炊事のできない者
- ③ 住家に被害を受け，一時縁故先等へ避難する者（※1）

第1部 総則
第3章 災害応急対策

- ④ 観光客，登山者等旅館ホテル滞在者で他に食品を得る手段のない者
⑤ 災害応急対策活動従事者（※2）

なお，米穀の供給機構が混乱し，通常の供給が不可能になった場合には，知事の指定を受けて，被害を受けない市民に対しても米穀等の応急供給を実施する。（※3）

（※1）一時縁故先等へ避難する者は，3日分を支給

（※2）災害応急対策活動従事者は，災害救助法の実費弁償の対象外

（※3）米穀の応急供給は，原則として自主防災組織（又は町内会・自治会等の地域住民組織）を単位として，代金と引き替えで行う。

（5）食料の備蓄

① 県の備蓄

（令和6年5月31日現在）

品名	数量	備蓄場所
保存食	24,000食	鹿児島県防災研修センター（姶良市平松6252），他離島事務所等

② 県内米穀販売事業者の供給可能数量

（令和6年7月現在）

在庫場所	品名	数量
鹿児島市ほか	精米	54.5精米トン

③ 県内米穀集荷団体等との連携による米穀の調達

災害状況により，前記②のほか，米穀集荷団体等と連携し，必要量の米穀を確保する。

（6）1人当たりの配給量

品名	基準
米穀	被災者：1食当たり精米200グラム以内 応急供給受給者：1人1日当たり精米400グラム以内 災害救助従事者：1食当たり精米300グラム以内
乾パン 食パン 調製粉乳	1食当たり：1包（100グラム入り）以内 1食当たり：185グラム以内 乳児1日当たり：200グラム以内

（7）炊き出し

- ① 各避難所単位に，収容班長が関係地域の住民等の協力を得て実施する。
② 調理施設及び器具類の確保

炊出し施設や器具類は，避難所となっている学校の給食施設を使用する。不足の場合は，仮施設を設置する。

2 飲料水の調達及び供給〔実施責任：生活衛生課，市町村，水道事業者〕

避難者に対する応急給水については，市町村長〔水道事業者〕（災害救助法が適用された場合は知事の要請に基づいて）が実施する。

（1）応急給水の実施

応急給水の実施については，「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）の第3部第3章第3節応急給水第1 応急給水の実施」による。

（2）給水量

原則として1日1人当たり20リットルとし，状況に応じ給水量を増減する。

災害直後は，生命維持のために必要な1人1日3リットルを確保する。

（3）応急給水方法

① 浄水場・井戸・湧水等，あらかじめ確保されている水源を使用する。

② 消毒等

取水が汚染しているとき，又は汚染のおそれがあるときは，水質検査により安全を確保するとともに浄水処理の後，消毒を強化して給水する。

③ 供給は次のうち状況に応じて行う。

給 水 方 法	内 容
浄水場・給水場等での拠点給水	住民が容易に給水を受けられる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が設備されている場合は，仮設給水栓を設置し，応急給水に利用する。
給水車，給水タンク，ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は，原則として市町村が実施するが，資機材や要員等が不足する場合は，応援要請等により行う。 (2) 医療機関，福祉施設及び救護所等への給水については，他に優先して給水車等で行う。
仮設配管，仮設給水栓等を設置して応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し，使用可能な消火栓等又は復旧済みの管路等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長期間を要する断水地域に対しては，状況に応じて仮設配管及び仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
飲料水製造業者等との協力	水道施設により十分な飲料水が確保できない場合には，管内の飲料水製造業者等に協力依頼を行う。

（4）周辺市町村等の応援

水源が汚染し，又は給水量が不足して，自力で給水することができない場合は，県は周辺市町村，関係機関（厚生労働省，他都道府県，日本水道協会，自衛隊等）への応援要請など必要な措置をとるとともに，周辺市町村は応援給水を行う。

3 生活必需品の調達及び供給〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，自衛隊，災害対策課，社会福祉課〕

（1）担当部署

関係市町村は，あらかじめ担当課を定めておく。

（2）災害救助法が適用されない場合の調達及び給貸与

災害救助法が適用されない場合でも，避難者の物資の所持状況その他を検討し，医療，寝具等必要物資の給与または貸与を行う。調達及び給貸与は，次の順で行われる。

① 関係市町村による近隣市町村への調達依頼

市町村の担当課は，各避難所ごとに給貸与に必要な物資の数量を調査把握し，避難先の近隣市町村に必要物資の調達依頼を行う。

② 近隣市町村の調達

近隣市町村は，関係市町村からの調達依頼に基づき，必要物資を関係取引業者から現金で購入する。

③ 生活必需品の応急給付は，以下の範囲内で行う。

○ 寝具	……	就寝に必要な最小限度の毛布寝袋等
○ 外衣	……	普通衣の作業衣，婦人服，子供服等
○ 肌着	……	シャツ，ズボン下，パンツ等
○ 身回り品	……	タオル，手拭い，運動靴，傘等
○ 炊事道具	……	鍋，釜，包丁，カセットコンロ，食器 バケツ，ポリタンク等
○ 日用品	……	石鹸，ちり紙，歯ブラシ，歯磨，洗剤 生理用品，紙おむつ等
○ 光熱材料	……	懐中電灯，マッチ，ロウソク，灯油等

④ 収容班長は，物資配分計画に基づき配布された物資の給貸与を物資班等市町村担当者と共同して，各市町村，地域代表者，ボランティア等の協力のもとに，物資に応じて配布者の性別等，配布方法に配慮しつつ，避難者名簿記載者等対象者に配布する。給与した物資は，物資給貸与表（様式5）に記載する。

（3）災害救助法が適用された場合の調達及び給貸与

① 給貸与の実施者

災害救助法が適用された場合の必要物資の給貸与は知事が行うが，救助を迅速に行う必要があると認めるときは，事務の一部を市町村長が行うことができる。

県 の 担 当 課	電 話 番 号
保健福祉部社会福祉課	(代)099-286-2111 (直)099-286-2824

② 関係市町村における必要量の把握

関係市町村の担当課は、市町村担当員、地域代表者の協力のもとに避難者名簿、災害救助法の基準等に基づき、男女別、年齢別人数を把握の上、必要量を把握する。

③ 物資の配給申請・調達

関係市町村は、衣料や寝具について、知事（社会福祉課）に物資配給申請書（様式6，様式-6 ページ）をもって申請し、必要量の送付を受ける。義援品については報道機関等を通じて必要な物資を広報するとともに種類別の整理を行い、できるだけ購入量を減らすように努める。

④ 知事の措置

ア 備蓄品の放出

災害救助法の適用とともに、関係市町村と連絡協議して、備蓄品を放出する。

㌞ 備蓄場所

始良市平松6252

鹿児島県防災研修センター

㌟ 備蓄物資

（令和6年5月31日現在）

品 名	毛 布	タオル	大人用紙オムツ	ブルーシート
数 量	1,539枚	13,649枚	1,480枚	97枚

イ 不足物資の対応

県の備蓄物資で不足する場合は、社会福祉課から出納局管財課に調達依頼し、管財課において関係取扱業者から購入して関係市町村に送付する。

ウ 輸送方法

物資輸送は、次の種別のうち最も適切な方法による。

- ・貨物自動車，乗合自動車等による輸送
- ・鉄道による輸送
- ・船舶による輸送
- ・航空機による輸送
- ・人夫等による輸送

（4）費用の負担

災害救助法が適用された場合の食料品，衣料寝具等物資類の救助費用は，災害救助法の基準の範囲で県が負担し，災害救助法が適用されない場合又は災害救助法の基準以上の超過分は原則として市町村の負担とする。

第8節 保健衛生，感染症予防，遺体の処理等に関する活動

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1 保健衛生2 感染症予防活動3 遺体の処理等 |
|---|

避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに，多様な主体と連携し，地域の衛生状態にも十分配慮する。

また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の埋葬を遅滞なく進める。

1 保健衛生〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，保健医療福祉課，健康増進課，生活衛生課，業務課，市町村〕

○ 被災者の健康保持

県（保健福祉部）及び関係市町村は，被災地，特に避難所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す危険が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

○ 要配慮者への配慮

関係市町村は，高齢者，障害者，子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等への入所，ホームヘルパーの派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得ながら，計画的に実施する。

○ 生活環境の確保

関係市町村は，避難所の生活環境を確保するため必要に応じ，仮設トイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

（1）食品衛生対策

① 実施責任者

災害時における食品関係営業者及び一般消費者等に対する指導は，知事が実施する。

② 方針

被災地営業施設及び避難所その他炊き出し施設の実態を把握し，適切な措置を講ずることによって不良食品を排除し，衛生的で安全な食品を供給するとともに一般家庭については，食品衛生上の危害の発生防止について啓発指導を行う。

③ 方法

ア 避難所その他炊き出し施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し，現地指導の徹底によって事

故の発生を防止する。

重点指導事項

- (a) 手洗消毒の励行
- (b) 食器、器具の洗浄、消毒
- (c) 調理従事者の健康管理
- (d) 食品等の衛生確保、消費期限等の管理の徹底

イ 営業施設

被災の状況を速やかに把握し、被災施設を重点的に監視するとともに保存又は製造されている食品等の検査を実施することによって不良食品の供給を排除する。

重点監視指導事項

- (a) 滞水期間中の営業自粛
- (b) 浸水を受けた施設の清掃、消毒
- (c) 使用水の衛生管理
- (d) 汚水により汚染された食品の廃棄
- (e) 停電により腐敗、変質した食品の廃棄

ウ 業者団体の活用

災害の規模により、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行う。

食品衛生指導員の活動内容

- (a) 営業施設の巡回指導
 - 営業所及びその周囲の清掃、整理整頓
 - 容器、器具類の洗浄、消毒
 - 使用器具、機械の点検
 - 食品並びに原材料の取り扱い
 - 使用水の殺菌、消毒
- (b) その他
 - 営業所並びにその家族、従業員の健康診断、検便等の指導、その他保健所の指示、指導する事項についての協力

エ 被災家庭

被災地域の一般家庭に対し、次の啓発活動を行う。

指導事項

- (a) 手洗いの励行
- (b) 食器類の消毒使用
- (c) 食品の衛生保持
- (d) 台所，冷蔵庫の清潔

(2) 入浴施設確保対策

① 一般公衆浴場の再開支援

水，ガスが長期にわたって復旧しないときは，必要に応じ，一般公衆浴場の再開を支援し，入浴環境を確保する。

② 仮設入浴施設等の設置

上記①によっても入浴施設が不足するときは，避難所等に仮設入浴施設等を設置する。

③ 自衛隊による支援

スペース等の条件が整う場所において，自衛隊が保有する野営用風呂施設により入浴支援を受ける。

④ その他施設の利用

宿泊施設等の入浴施設の整った施設の一般開放を要請する。

(3) 生活衛生対策

① 実施責任者

災害時における生活衛生関係営業者（旅館，理美容，公衆浴場，クリーニング業等）及び一般消費者等に対する指導は，知事が実施する。

② 方針

被災地営業施設の実態を把握し，適切な措置を講ずることによって，環境衛生上の危害の発生の防止について，啓発指導を行う。

③ 方法

ア 営業施設

営業施設の被災の状況を速やかに把握し，被災施設を重点的に監視する。

重要監視指導事項

- (a) 湛水期間の営業の自粛
- (b) 浸水を受けた施設の清掃，消毒
- (c) 使用水の衛生管理

イ 業者団体等の活用

災害の規模により環境衛生監視員のみでは、十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行う。

2 感染症予防活動〔実施責任：感染症対策課，市町村〕

感染症予防活動については、「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）の第3部第3章第6節第1感染症予防対策」による。

3 遺体の処理等〔実施責任：第十管区海上保安本部，保健医療福祉課，社会福祉課，生活衛生課，県警察，市町村〕

（1）死体調査及び検視（以下「検視等」という。）の実施

- ア 警察官及び海上保安官は、遺体を発見し、又は遺体発見の通報を受けた場合は、検視等を行うものとし、あらかじめ、検視等に要する資機材を整備する。
- イ 警察官及び海上保安官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、検視等の遺体処理を行う場所（以下「検視場所」という。）及び遺体収容所に搬送し、検視等を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ、指紋、歯牙、DNA鑑定等の科学的根拠に基づいて実施する。
- ウ 市町村捜索隊が自ら発見した遺体も、警察官及び海上保安官による検視等、身元確認作業のため、あらかじめ指定された検視場所及び遺体収容所へ収容する。
- エ 検視等に立ち会う医師については、警察本部及び海上保安本部において、あらかじめ、鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会等と協議し協力を得る。

（2）遺体の収容

- ア 市町村長は、災害によって多数の死者が発生することを想定し、検視場所及び遺体収容所をあらかじめ選定する。
- イ 検視場所及び遺体収容所の選定にあたっては、次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。
 - 遺体を公衆の面前にさらさない場所である。
 - 遺体の洗浄、処置等の処理作業に便利である。
 - 遺体の検視等、身元確認が容易に行える場所である。
 - 遺体の数に相応する施設である。
 - 駐車場があり、長時間使用できる。
- ウ 警察官及び海上保安官は、検視等を終えて身元確認ができない遺体は全て市町村長に引き渡す。

市町村長は、警察官及び海上保安官から、検視等を終えた遺体の引継ぎを受け、身元特定され、引取人である遺族等からの申し出があった場合は速やかに遺体を引き渡し、引取人等のない遺体については、遺体収容所に収容する。

（３）遺体の処理

- ① 小災害時等で、遺体の状態が比較的正常で、顔貌で身元確認が可能であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は、直ちに遺族等に引渡す。
- ② 遺体の識別が困難なとき、伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。
- ③ 遺体の確認及び死因究明のため検案を行う必要があるが、遺体の検案は、原則として第 2 章第 4 節「救助・救急医療及び消火活動」による救護班により行う。
- ④ 遺体の識別、身元究明等に長日時を要するとき、又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は、死体を遺体収容所に一時保存する。
- ⑤ 災害救助法が適用される災害において、多数の死者が発生し、遺体の搬送及び棺等葬祭用品の確保の必要が生じた場合は、「災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定」に基づき関係事業者への要請等必要な措置をとる。
- ⑥ 市町村長は、警察、海上保安庁と共同して、災害による行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認、並びに遺族が判明した遺体の引渡しを行う。

なお、遺体の身元確認に関しては、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による指紋、歯牙、DNA等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、出来る限り科学的な根拠に基づいて特定する。

（４）遺体の埋葬

① 遺体の埋葬

ア 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても災害時の混乱で遺体を引取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により遺族等による埋葬ができないものに対して埋葬を行う。

イ 埋葬は、一時的混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により、火葬又は土葬等の方法により行うものとするが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

県内市町村ごとの火葬場、処理能力等は「資料編」を参照。

② 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずるものとする。

また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留保管所等に保管する。

(5) 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した市町村長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

- ① 救助実施記録日計表
- ② 埋葬台帳
- ③ 埋葬費支出関係証拠書類

第9節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 社会秩序の維持2 物価の安定，物資の安定供給 |
|---|

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので，社会秩序の維持が重要な課題となる。

また，被災者の生活再建へ向けて，物価の安定，必要物資の適切な供給を図る必要があり，これについて，関係機関は適切な措置を講じる。

1 社会秩序の維持〔実施責任：県警察本部〕

被災地及びその周辺においては，当該警察が独自に，又は防犯団体等と連携し，パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い，速やかな安全確保に努める。

2 物価の安定，物資の安定供給〔実施責任：消費者行政推進室〕

（１）生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施

定期的に物価を監視するため，生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。

（２）生活関連物資等苦情相談所の開設

被災地内に生活関連物資等苦情相談所を開設し，生活関連物資等に関する苦情相談に応じる。

（３）大規模小売店及びガソリンスタンド等の稼働状況等の把握

大規模小売店及びガソリンスタンド等生活に密着した店舗等の稼働状況等を，できる限り毎日把握する。

（４）物価の安定等に関する情報の提供

（１）～（３）で得た情報を県民等に提供する。

（５）事業者等への価格値下げ及び生活関連物資等の確保要請

調査結果等に基づき価格の高騰，物資の不足があった場合は，事業者（主要な卸売り，小売業者，生産者団体），関係事業者（荷受業者，輸送機関）への価格値下げ及び生活関連物資等の確保を要請する。

第10節 施設、設備の応急復旧活動

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 公共施設等の緊急点検，応急復旧活動2 ライフライン事業者に対する点検，復旧活動の依頼 |
|---|

県及び関係市町村は，迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等及び二次災害を防止するための県土保全施設及び火山活動状況の監視，観測施設等に加え，被災者の生活確保のため，ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

1 公共施設等の緊急点検，応急復旧活動〔実施責任：九州地方整備局，九州旅客鉄道株式会社，県関係課，市町村〕

公共施設が被災した際，特に重要な施設で比較的处理の実施が可能な公共施設に対しては迅速に応急工事を行う。

（１）応急工事を特に必要とする公共施設

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 主要道路② 幹線鉄道③ 主要河川海岸堤防 |
|--|

（２）実施責任者

- ① 主要道路の応急工事实施は，直轄国道（指定区間）及び東九州自動車道（志布志ＩＣ～末吉財部ＩＣ）については国土交通省（九州地方整備局）が，その他の国道及び県道については県が，市町村道については関係市町村が行う。
- ② 九州自動車道，東九州自動車道（末吉財部ＩＣ～隼人東ＩＣ），隼人道路，鹿児島道路（鹿児島西～市来）の応急工事实施は，西日本高速道路(株)鹿児島高速道路事務路事務所が行う。
- ③ 鉄道施設の応急工事实施は，九州旅客鉄道株式会社（鹿児島支社）の管理にかかる分について行う。

（３）危険予想箇所

- ① 主要道路における交通途絶予想箇所は，鹿児島県水防計画書を参照。
- ② 鉄道における重点警備箇所は，必要に応じて見直しを行うものとする。
- ③ 主要河川における危険予想は，資料編「河川海岸等重要水防区域の現況」のとおりである。

- ④ 砂防指定地，急傾斜地崩壊危険区域，地すべり防止区域及び土砂災害警戒区域等は，「砂防三法指定区域の指定状況」及び「土砂災害防止法」の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」（資料編）のとおりである。

（４）人員，資機材の確保

応急工事実施機関のみの人員，資機材で不足する場合は，人員については「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）」の第3部第1章第6節「技術者，技能者及び労働者の確保」に定める人員確保によるほか，必要に応じ関係機関，関係業者との間に応援動員の手続き，実施その他の所要の協定等を締結し，人員及び資機材の迅速な確保を図る。

（５）応急工法の選定

応急工法の迅速かつ有効な実施は，応急工事工法の採用の適否が最も重要であるので，工法の選定に当たっては被災場所，被災状況に応じて作業が簡易かつ効果的な工法を検討し，採用する。

2 ライフライン事業者に対する点検，復旧活動の依頼〔実施責任：各関係機関〕

県及び関係市町村は，災害の程度，施設の重要度を勘案の上，特に必要と認められる場合には災害対策本部等を通じて関係省庁に連絡し，関係省庁〔厚生労働省，経済産業省，総務省，国土交通省〕はライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼する。

（１）電力施設災害応急対策計画

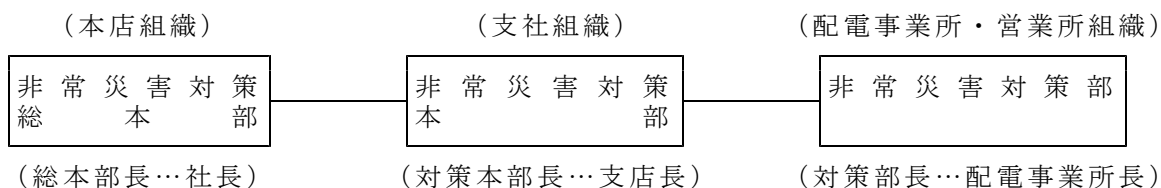
本計画は，災害発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合，九州電力株式会社が電力施設の防護，復旧を図り，電力供給の確保をするためのものである。

① 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は，社内防災業務計画に基づき災害対策組織を設置する。特に供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合には，本店ならびに当該地震が発生した本店直轄機関及び現業機関等は，自動的に非常体制に入り，速やかに対策組織を設置する。

また，災害により事業所が被災した場合に備え，非常災害対策活動の代替拠点をあらかじめ定めておく。

災害対策組織図



② 施設の復旧順位

ア 電力供給設備の復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、社内防災業務計画で定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

イ 需用家への電力の供給の順位

供給に支障を生じた場合、極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線の復旧を優先的に進める。

③ 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を未然に防止するため広報活動を行う。

なお、広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及び広報車等による直接当該地域への周知を行う。

(2) 電気通信施設災害応急対策計画

本計画は、災害が発生し、あるいは発生のおそれがある場合、西日本電信電話株式会社が電気通信施設の防設、復旧を図り、通信の確保を期するためのものである。

① 災害対策本部等の設備

ア 防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、必要があると認められるときは、災害対策本部又はこれに準ずる組織（情報連絡室等）を臨時に設置する。

イ 災害対策本部及び情報連絡室等は、災害に際し被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動、その他被害対策に関する業務を行う。

② 通信の非常疎通措置

災害が発生した場合、次により状況に応じた措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 臨時回線の設備、中継順路の変更等疎通確保の措置をとる他、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、特設公衆電話の設置を図る。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、状況に応じて利用制限等の措置を行う。

ウ 非常・緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法規則の定めるところにより、

一般の電報に優先して扱う。

エ 警察通信，消防通信，鉄道通信，その他署官庁が設置する通信網との連携をとる。

③ 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は，次により速やかに復旧する。

ア 被災した電気通信設備等の復旧は，災害対策機器，応急資材等による応急復旧等社内規定に定める標準的復旧方法にしたがって行う。

イ 復旧工事に要する要員の出勤，資材の調達，輸送手段の確保については，必要と認める場合，他の一般工事に優先する。

④ 応急復旧等に関する広報

電気通信施設が被災した場合，被災した電気通信施設等の応急復旧の状況，通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について，自社ホームページ等を通じて行うほか，広報車により地域の利用者に広報する。

また，テレビ・ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め，広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

(3) ガス施設災害応急対策計画

本計画は，災害発生に際し，ガス災害に対する住民の保護と被災地に対するガスの供給を確保するための応急対策の円滑な推進を図るため定めるものである。

① 液化石油ガス施設災害応急対策計画（社団法人 鹿児島県エルピーガス協会）

ア 連絡体制

(a) 液化ガス販売事業所（以下「販売店」という）は，自ら供給している消費者から事故発生の通報があったときは，速やかに現地に赴くと同時に支部長に連絡する。

(b) 支部長は連絡を受けたときは，直ちに会長に連絡する。

(c) 会長は連絡を受けたときは，県消防保安課，消防機関，警察に連絡するとともに支部長と協議し事故処理に必要な指示を与えなければならない。

(d) 休日又は夜間における連絡は各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

イ 出動体制

(a) 販売店は消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは，直ちに現場に急行し応急対処にあたるものとする。

(b) 前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合，又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは事故現場に近い販売店に応急出動を依頼する。

(c) 供給販売店等は，事故の状況により消防機関に出動が必要であると判断したときは，速やかに所轄の消防機関に出動を要請し，さらに応援を必要とするときは支部長及び地区代表者に応援出動を要請し適切な対応をとりガス漏れをとめる。

(d) 支部長，地区代表者は，前項の要請があったときは，直ちに出動班を編成し，出動人員，日時，場所等を確認し事故処理に必要な事項を指示する。

- (e) 販売店は、供給販売店等からの応援出動の依頼を受け、また、支部長及び地区代表者から出動の指示があったときは、何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておくものとする。

ウ 安全管理

- (a) 供給販売店は、自己の安全管理に万全を講じなければならない。
- (b) 支部長は、応援のため出動する販売店に対し、安全管理に万全の注意をはらうように指導しなければならない。

(4) 水道施設災害応急対策計画

本計画は、災害に際し、水道施設の設置者が水道施設の防護、復旧と安全な水道水の確保を図るためのものである。

① 実施責任者

水道事業者

② 応急対策要員の確保

水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

③ 応急対策用資機材の確保

水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、他の水道事業者等から緊急に調達する。

④ 応急措置

ア 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。

イ 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。

ウ 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく、給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。

エ 施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄・消毒及び浄水の水質検査を行い、水質に異常がないことを確認した後、水の消毒を強化して給水する。

オ 施設が破損し、一部の区域が給水不能になったときは、他系統からの応急給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。

カ 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水を受けるための給水車を派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について住民への周知を徹底する。

第11節 被災者等への情報伝達活動

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 被災者等への情報伝達活動2 県民への的確な情報の伝達3 住民等への対応 |
|---|

流言、飛言等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

また、住民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 被災者等への情報伝達活動

県、関係市町村、指定地方行政機関及び指定公共機関等は被災者のニーズを十分把握し、火山活動、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行う。

(1) 情報伝達手段

情報伝達に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、パソコンネットワーク・サービス会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努める。

(2) 関係市町村の行う広報

関係市町村は、異常現象が発生し、噴火警報等が発表される等、噴火の発生が予想される段階から、避難が完了するまで広報活動を実施する。

① 広報の担当

関係市町村における広報の担当は、あらかじめ定めておくものとする。

② 広報の内容

情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

住民に対する広報の内容は、概ね次のとおりとする。

- ア 噴火前兆現象（異常現象）の状況
- イ 噴火前兆現象（異常現象）に対する気象台の見解及び噴火警報等の内容
- ウ 避難に関する事項
- 避難の必要性
 - 避難実施に当たっての準備，特に避難時の携帯品
 - 集結地点及び避難先，避難の場所
 - 交通状況（交通途絶場所等）
- エ 火山活動の状況
- 噴火地点
 - 噴火の状況
 - 噴火の影響
- オ 被害の状況
- 被害区域
 - 人の被害状況
 - 交通施設の被害（特に道路の被害状況）
- カ 災害対策の状況
- 災害対策本部の設置状況
 - 移動無線局の配置状況
 - 医療救護班の配置状況
 - 避難車両の配置状況
- キ その他必要事項

2 県民への的確な情報の伝達

（1）県における広報

県は，関係市町村による広報の実施ができない場合又は特に必要があると認められた場合，広報活動を実施する。

① 広報の担当

総務部 県危機管理防災局	広報課 災害対策課
-----------------	--------------

② 広報の方法

ア 下記の放送機関にテレビ，ラジオによる広報を依頼する。

日本放送協会鹿児島放送局，（株）南日本放送，鹿児島テレビ放送（株），
（株）鹿児島放送，（株）エフエム鹿児島，（株）鹿児島讀賣テレビ

イ その他

コミュニティFM放送，有線放送等放送施設

③ 広報の内容

情報の公表及び広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。
原則として関係市町村による広報と同様とするが、次の点について強化を図る。

- ア 噴火前兆現象と噴火の関係
- イ 流言の取締りと対策
- ウ 防災関係機関の対策状況
- エ 災害の状況と噴火の今後の見通し

(2) 県警察の行う広報

① 広報の方法

- 自動車にて巡回し、携帯メガホンや拡声機等を使用
- 航空機の使用

② 広報の内容

警察による広報内容は、概ね次のとおりである。

- ア 防犯に関する事件、事故防止
 - 災害に関連する事件、事故防止
 - 防犯思想の徹底
- イ 道路交通の規制に関する事項
 - 道路の状況、交通事情
 - 交通規制の状況
- ウ 避難の準備、経路、要領に関する事項

3 住民等への対応

県、関係市町村及び指定地方行政機関は必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等、体制の整備を図るとともに、情報のニーズを見極め収集・整理を行う。

また、県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があった時は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第12節 二次災害の防止活動

1 二次災害の防止活動

県及び関係市町村は、火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては、降雨による土石流等による二次災害の発生のおそれがあることに十分留意して、砂防関係施設により二次災害の防止に努めるものとする。

降雨等による二次的な土砂災害防止施策として、専門技術者等を活用し、土砂災害等の危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行う。

第13節 自発的支援の受入れ

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 ボランティアの受入れ2 県民等からの義援物資の受入れ3 海外からの支援の受入れ |
|---|

1 ボランティアの受入れ〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，鹿児島県社会福祉協議会，市町村社会福祉協議会，社会福祉課，くらし共生協働課，市町村，ボランティア関係協力団体〕

県及び関係市町村は，関係団体等と相互に協力し，ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに，ボランティアの受付，調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して，老人介護や外国人との会話力等，ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに，必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

2 県民等からの義援金・義援物資等の受入れ

〔実施責任：日本赤十字社鹿児島県支部，鹿児島県共同募金会，広報課，社会福祉課〕

災害時には，県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため，寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に分配するとともに，義援金については，できる限り迅速な配分に努め，また，義援物資については，被災者の需要を十分把握し，必要とする物資の広報等に努める。

（１）義援金の受入れ

個人，会社及び各種団体等から送付された義援金は，各実施機関において受領し，厳重な管理をする。

配分に当たっては，関係機関をもって構成する配分委員会において，配分の対象，基準，方法，時期並びにその他必要な事項について決定する。

（２）義援物資の受入れ

被災市町村は，関係団体等と関係機関等の協力を得ながら，国民，県民，企業からの義援物資について，受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し，その内容のリスト及び送り先を，災害対策本部並びに報道機関等を通じて国民及び県民に公表する。また，現地の需給状況を勘案し，同リストを逐次改定するよう努める。

県及び被災地以外の市町村は，必要に応じ，義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに，被災地のニーズについて広報を行うものとする。

3 海外からの支援の受入れ

海外からの支援の受入れ等に関しては、外務省と国の非常本部等で次のとおり対応する。

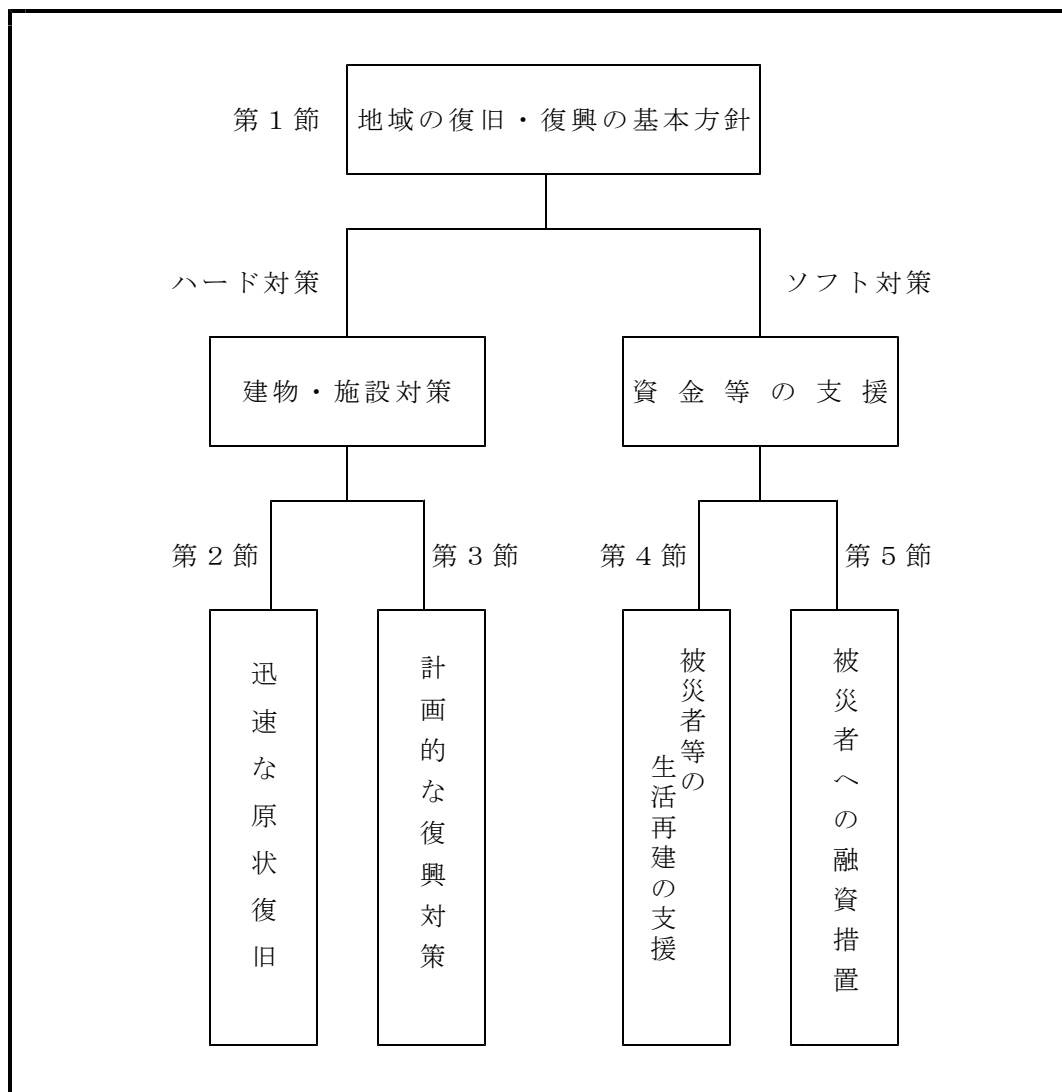
- 支援の申し入れ
外交ルートにて海外から支援の申し入れがあった場合は、外務省は、非常本部等にその種類、規模、到着予定日時、場所等を通報する。
- 支援受入れの可能性
非常本部等は、支援の受入れの可能性について検討する。
- 支援受け入れ計画の作成
非常本部等が受入れを決定した場合、あらかじめ定めた対応方針に基づいて、海外からの支援の受入れ計画を作成し、計画の内容を支援を申し入れた国、関係省庁及び被災地方公共団体に示す。その後関係省庁は計画に基づき、当該海外からの支援を受入れる。
なお、支援を受入れないと決定した場合、速やかに関係国に通報する。

第4章 災害復旧・復興

- 第1節 地域の復旧・復興の基本的方針の決定
- 第2節 迅速な原状復旧の進め方
- 第3節 計画的復興の進め方
- 第4節 被災者等の生活再建等の支援
- 第5節 被災者への融資措置

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

災害復旧・復興のフロー・チャート



第1節 地域の復旧・復興の基本的方針の決定

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 被害が比較的軽い場合の基本的方向2 被害が甚大な場合の基本的方向 |
|---|

県及び関係市町村は、被災の状況、火山周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

1 被害が比較的軽い場合の基本的方向

火山の噴火に伴う被害が比較的少なく、局地的な場合でかつ、被害が短期で終息することが予測されている場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したのち、従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

2 被害が甚大な場合の基本的方向

大規模な噴火による多量の噴出物が広範囲に及び、甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり、火山災害を克服した地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指すものとする。被災地の復旧・復興は、県及び関係市町村が主体となって、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。ただし、被災地である市町村等がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 復旧に当たっての基本方針2 復旧事業の推進3 事業計画の種別 |
|--|

1 復旧に当たっての基本方針

ライフライン施設等、公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止とともに、被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

2 復旧事業の推進

(1) 公共土木施設

公共土木施設災害の復旧事業の推進については、次により実施する。

- ① 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- ② 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- ③ 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周到な計画を立てる。

また、本査定の場合は、査定前日に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。

- ④ 復旧災害に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧できるよう提案する。
- ⑤ 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- ⑥ 査定対象外とされた箇所で、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により県単防災として行う等の計画を行う。
- ⑦ 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- ⑧ 災害の増加防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- ⑨ 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

- ⑩ 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介助の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

(2) ライフライン施設等

ライフライン施設災害の復旧事業の推進については、基本的には公共土木施設災害の復旧事業の推進に準ずるが、次の点に特に留意する。

- ① ライフライン施設災害の復旧にあたっては、ライフライン関係事業者は、県や市町村を経由して、可能な範囲で復旧事業の執行に関わる作業許可手続きの簡素化を図るよう国等へ要請する。
- ② ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 降灰対策

火山噴火に伴う降灰により、交通及び住民の日常生活等に支障を及ぼしている場合、県、市町村、各関係機関、住民等はその役割を明確にし、速やかに降灰除去、障害の軽減を図る。

① 実施責任者

火山噴火に伴う降灰の除去、障害の軽減については、それぞれの施設を管理するものが行う。

この場合において、住民は、降灰除去の迅速化に寄与するよう協力する。

② 道路の降灰除去

ア 主要道路の降灰除去は、国道指定区間については国が、その他の国道及び県道については県が、市町村道については市町村が行う。

イ 主要道路以外の道路に関わる降灰除去は、市町村住民が相互に情報を交換し、降灰除去の迅速化、円滑化に努める。

ウ 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、障害物の除去等応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

③ 宅地内の降灰除去

ア 宅地内の降灰については、住民自らがその除去に努め、除去した降灰は、市町村長が指定する場所に集積し、市町村長はこれらを収集する。

イ 市町村は、宅地内の降灰除去の効率化、円滑化のため町内会、商店会等の自主防災組織の活用を図り、地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努める。

④ 農地・山地・農作物対策

農作物によってその対応は微妙に異なるが、基本的には応急措置と事後措置とに区

分して対応する。

(4) 溶岩対策

火山噴火に伴う溶岩の堆積量が少なければそれを取り除けるが、一般的には堆積量が多く取り除くことは困難である。地盤の性状を調査し安全性を確認した上で、土地利用を図る。

(5) 火砕流対策

溶岩対策と基本的に同じであるが、溶岩の堆積物処理よりは取り除くことが可能であり埋立等に利用するなど対策を検討する。

(6) 災害廃棄物の処理

復旧・復興を効果的に行うため、市町村は、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画に考慮した災害廃棄物の処理を行うものとし、災害廃棄物処理実行計画を適宜見直す。県では、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主宰することにより、円滑ながれき処理を促進する。

3 事業計画の種別

次に掲げる事業計画については、基本方針の基礎として、被害の都度検討作成する。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ・河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - ・砂防設備災害復旧事業計画
 - ・林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - ・道路公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上下水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 住宅福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ その他の災害復旧事業計画

第3節 計画的復興の進め方

- 1 復興計画の作成
- 2 計画策定に当たっての理念
- 3 防災まちづくりの基本目標

1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを早急に実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

県及び関係市町村は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

2 計画策定に当たっての理念

計画策定に当たっての理念をまとめると、次のとおりである。

- （１）再度の災害の防止と、より快適な空間・都市環境を目指す。
- （２）住民の安全と環境保全等に配慮した、防災まちづくりを実施する。
- （３）住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見すえた機能的でかつ、ゆとりとやすらぎのある生活環境を創出する。

3 防災まちづくりの基本目標

- （１）火山災害（噴出岩塊による災害、溶岩流、泥流、土砂流による災害等）に対する安全性の確保
- （２）火山活動に伴う二次的な土砂災害に対する安全性の確保
- （３）市町村基盤施設（避難路、避難場所、避難所、延焼遮断帯、防災活動の拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港など）の整備
- （４）防災安全街区の整備
- （５）ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備
- （６）ライフライン、建築物や公共施設の耐震、不燃化の促進
- （７）耐震性貯水槽の設置等

第4節 被災者等の生活再建等の支援

- 1 各種支援措置の早期実施
- 2 被災者台帳の作成
- 3 税対策による被災者の負担の軽減
- 4 住宅確保の支援
- 5 広報・連絡体制の構築
- 6 災害復興基金の設立
- 7 雇用の創出
- 8 その他

県及び市町村は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きい役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要がある。

1 各種支援措置の早期実施〔実施責任：関係機関等〕

県及び関係市町村等は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給、床上浸水以上の住宅被害を受けた世帯及び小規模事業に対する被災者生活支援金の支給、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自律的生活再建の支援を行う。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、市町村は、災害による住家等の被害の程度の調査や被災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者により被災証明書を交付する。

2 被災者台帳の作成〔実施責任：災害対策課，社会福祉課，市町村〕

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

県は、災害救助法に基づき被災者の援助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

3 税対策による被災者の負担の軽減〔実施責任：税務課，市町村〕

県及び関係市町村は、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免を図る。

4 住宅確保の支援〔実施責任：建築課，市町村〕

県及び関係市町村は，必要に応じ，被災者の恒久的な住宅確保支援策として，災害公営住宅等の建設，公営住宅等への特定入居等を行う。

また，復興過程における被災者の居住の安全を図るため，公営住宅等空家を活用するほか，国に対しUR賃貸住宅等の活用を要請する。

5 広報・連絡体制の構築〔実施責任：県関係課，市町村〕

県及び関係市町村は，被災者の自立に対する援助，助成措置について，広く被災者に広報するとともに，できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また，居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても，従前の居住地であった市町村と避難先の市町村が協力することにより，必要な情報や支援・サービスを提供する。

6 災害復興基金の設立

県及び関係市町村は，被災者の救済及び自立支援や，被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに，かつ，機動的，弾力的に進めるために，特に必要があるときは，災害復興基金の設立等，機動的・弾力的に推進する手法について検討する。

7 雇用の創出〔実施責任：雇用労政課，県関係課〕

県は，被災者の働く場の確保のため，即効性のある臨時的な雇用創出策と，被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる実施する。

8 その他

その他，借地借家制度の特例の適用に関する事項や，被災者に対する職業のあっせん，郵便葉書等の無償交付，為替貯金の非常取扱，簡易保険郵便年金の非常取扱い等があるが，詳細は「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）」を参照のこと。

第5節 被災者への融資措置

- | |
|--------------------------------------|
| 1 資金選定の指導
2 資金の種類
3 各種資金の貸付条件等 |
|--------------------------------------|

県及び市町村は、災害復旧のための融資措置として、被災者中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講じるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。

1 資金選定の指導〔実施機関：中小企業支援課，農業経済課，環境林務課，関係機関等〕

市町村その他の関係機関は、被災者から融資についての相談を受けたときは、各資金の貸付条件その他を十分に説明し、借入事業体に最も適した資金のあっせん指導に当たる。

2 資金の種類

災害時における事業資金等の融資は、災害の程度，規模によって異なるが，おおむね次の種別による。

（１）農林漁業関係の融資

- ① 天災融資法による経営資金及び事業資金
- ② 日本政策金融公庫の災害資金

（２）商工業関係の融資

- ① 鹿児島県中小企業融資制度（緊急災害対策資金）
- ② 日本政策金融公庫の資金
- ③ 商工組合中央金庫資金

（３）民生関係の融資

生活福祉資金 災害援護資金

（４）住宅資金の融資

- ① 災害復興住宅建設補修資金
- ② 一般個人住宅の災害特別資金
- ③ 地すべり関連住宅資金

3 各種資金の貸付条件等

災害時における融資の各資金別の貸付条件等の詳細は「鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）」を参照のこと。

第5章 継続災害への対応方針

- | |
|--------------|
| 1 避難対策 |
| 2 安全確保対策 |
| 3 被災者の生活支援対策 |

県及び関係市町村は、火山の噴火等が長期化する場合には、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じ作成する。

1 避難対策〔実施責任：災害対策課，市町村〕

県及び関係市町村は、気象台からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び住民に伝達するための体制を整備するとともに、避難誘導體制の強化を図る。

なお、火山噴火等が長期化した場合には、火山の活動状況を考慮しつつ、状況に応じた避難指示、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた警戒避難対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努める。

2 安全確保対策〔実施責任：県関係課，市町村〕

県及び関係市町村は、国等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、泥流土石流対策等適切な安全確保策を講ずる。

特に、火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等を建設するよう努めるとともに、復興計画に基づき、必要に応じ、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努める。

3 被災者の生活支援対策〔実施責任：県関係課，市町村，関係機関〕

県及び関係市町村は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じ、災害継続中においても国等の協力のもと、避難生活の長期化に対応した避難者への精神面の支援をはじめ、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施する。

また、広域的な避難・支援が必要になることに備えた広域応援協定の締結等を進める。